

# 福島県廃棄物処理計画

## (案)

(※本文中の下線部は、素案からの変更箇所です。)

平成 27 年 月  
福 島 県

## 福島県廃棄物処理計画 目次

第1章 はじめに	
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	2
第2章 本計画の基本目標	
第1節 対象とする廃棄物の種類と排出状況	3
第2節 基本目標	4
第3章 一般廃棄物の処理	
第1節 現状と将来予測	5
1 一般廃棄物の現状	5
2 一般廃棄物の目標達成状況と将来予測	16
第2節 一般廃棄物に関する課題	18
1 ごみ処理に関する課題	18
2 生活排水処理に関する課題	19
第3節 一般廃棄物に関する目標と方策	20
1 施策の基本的な方針	20
2 一般廃棄物に関する目標	20
3 目標実現のための施策	22
4 関係者の役割	25
第4章 産業廃棄物の処理	
第1節 現状と将来予測	29
1 産業廃棄物の現状	29
2 産業廃棄物の目標達成状況と将来予測	34
第2節 産業廃棄物に関する課題	36
第3節 産業廃棄物に関する目標と方策	37
1 施策の基本的な方針	37
2 産業廃棄物に関する目標	37
3 目標実現のための施策	38
4 関係者の役割	40
第5章 廃棄物の不法投棄防止対策	
第1節 産業廃棄物の不法投棄の現状と課題	43
第2節 不法投棄防止のための方策	43
第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項	
第1節 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策	45
第2節 特定の廃棄物に関する対策	46
第3節 県外産業廃棄物の取扱い	48
第7章 計画の推進と進行管理	
第1節 計画の推進	50
第2節 進行管理	50
第3節 計画の見直し	50
参考資料	
1 福島県廃棄物処理計画に関連する施策の指標と目標	51
2 福島県廃棄物処理計画（平成23年3月策定）以降の状況の変化	53
3 用語解説	55

注) 本文中の＊印のついた用語は参考資料3に解説を記載しています。

1 第1章 はじめに

2 第1節 計画改定の趣旨

3 これまでの社会や経済の発展により、私たちの生活は豊かなものになりましたが、  
4 一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、自然環境に対して  
5 その復元力を大きく超える負荷を与え続けてきました。その結果、私たちは今、地域  
6 の環境問題に止まらず、地球温暖化やそれに伴う異常気象の増加など地球規模の環境  
7 問題に直面しています。

8  
9 このような環境問題に対応するため、国においては、循環型社会形成推進基本法を  
10 はじめとする関係法令の整備を行うとともに、同法に基づく「循環型社会形成推進基  
11 本計画」を策定しました。

12 本県においても、尾瀬や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成するため、「福島県循環型社会形成に関する条例」\*を制定し、同条例に基づく「福島県循環型社会形成推進計画」\*を策定しました。

13 また、廃棄物の排出抑制、適正処理の観点から循環型社会形成を推進するため、平成14年に「福島県廃棄物処理計画」を策定し、その後数次の見直しを行いながら、  
14 廃棄物の排出抑制と適正処理に向け、目標等を定め各種施策に積極的に取り組んできたところです。

15  
16 平成23年3月には福島県廃棄物処理計画（以下「旧処理計画」という。）を平成  
17 23年度から5年間の計画期間で策定しましたが、その後、国においては、循環型社会への転換をさらに推進するため、平成24年4月に第4次環境基本計画、平成25  
18 年5月に第3次循環型社会形成推進基本計画が策定されたほか、廃棄物の処理及び清  
19 掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び各種リサイクル法等が改正さ  
20 れています。

21 また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生  
22 した大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震  
23 災」という。）は、本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子  
24 力発電所の事故（以下「原発事故」という。）は、大量の放射性物質の放出による県  
25 土の環境汚染というこれまで経験したことのない深刻な被害をもたらし、廃棄物の処  
26 理にも大きな影響を及ぼしています。

27 東日本大震災後、本県においては、平成24年度に今後の県政運営の基本指針を定  
28 めた福島県総合計画（ふくしま新生プラン）\*を策定し、また、平成25年3月には、  
29 その基本目標を環境の面から実現することを目指した第4次福島県環境基本計画\*を  
30 策定しています。

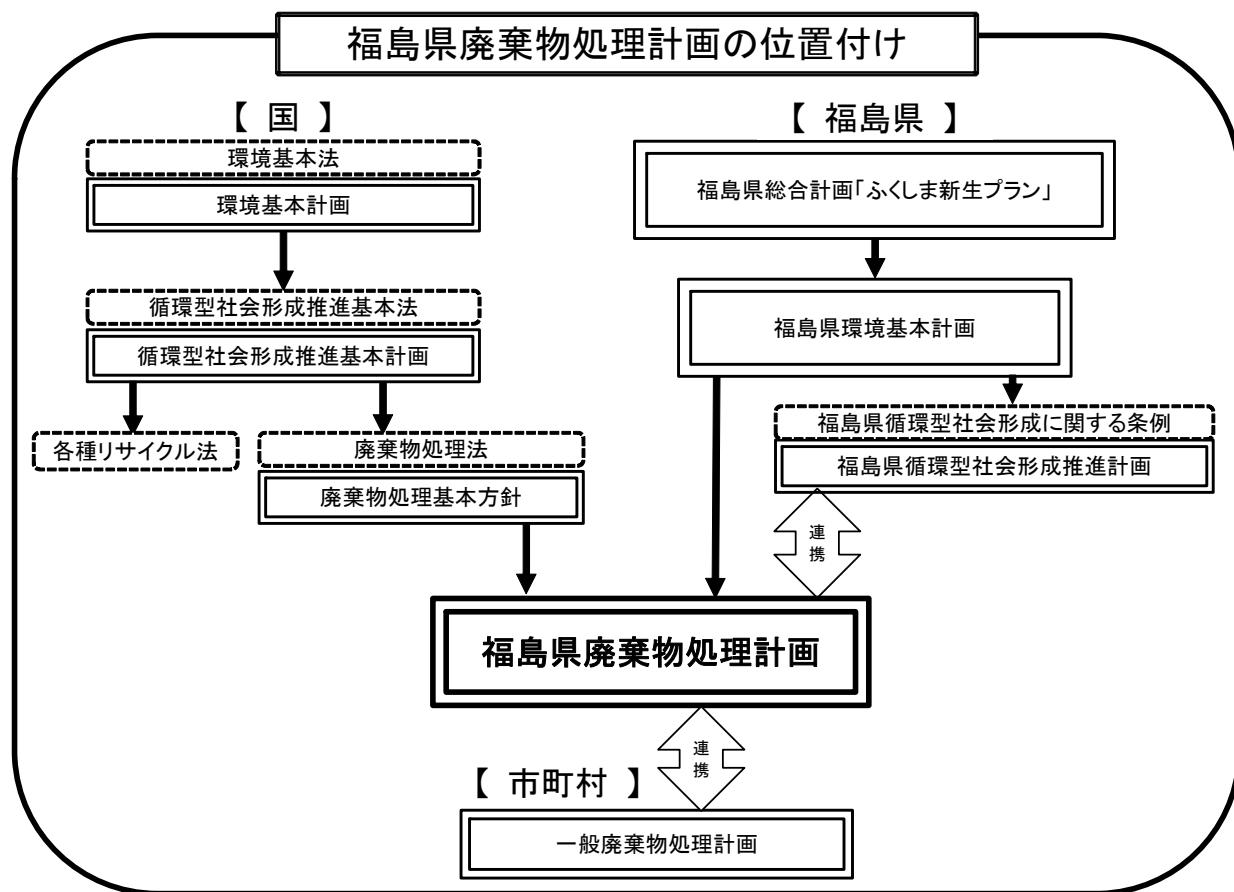
31  
32 旧処理計画策定後のこうした状況の変化を踏まえ、地球温暖化対策にも配慮して循  
33 環型社会形成の取組を強化していくという基本的な考え方の下、東日本大震災以降の  
34 廃棄物処理の現況等を反映させつつ、廃棄物の排出抑制と適正処理を一層推進してい  
35 くため、平成27年度以降の計画として新たな廃棄物処理計画を策定しました。

1 第2節 計画の位置付け

2 本計画は、廃棄物処理法第5条の2に基づき国が策定した「廃棄物の減量その他そ  
3 の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平  
4 成22年12月20日改正、環境省告示第130号。以下「基本方針」という。)に  
5 則り、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定する法定計画です。

6 また、この計画は、第4次福島県環境基本計画に掲げた「美しい自然環境に包まれ  
7 た持続可能な社会の実現」を図るための本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、  
8 市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に連携・補完しあう関係にあります。

9



10

11

12 第3節 計画の期間

13 本計画の期間は、福島県総合計画や福島県環境基本計画と目標年度を合わせること  
14 として、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

15 なお、国の基本方針や本計画の各事項等に変化があった場合には、必要に応じて見  
16 直しを行います。

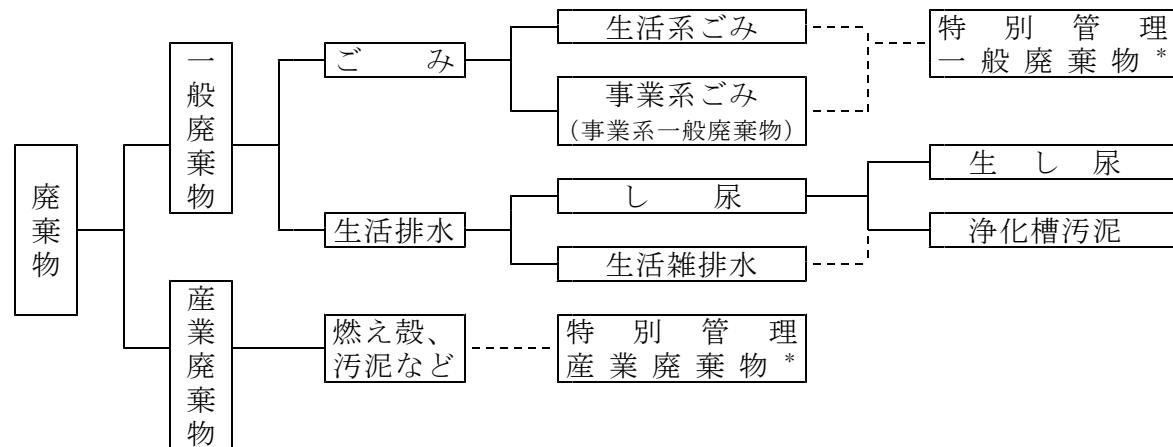
17

## 1 第2章 本計画の基本目標

### 2 第1節 対象とする廃棄物の種類と排出状況

3 本計画で対象とする廃棄物は、福島県内で生じる一般廃棄物\*及び産業廃棄物\*であり図2-1のとおりです。

5 なお、一般廃棄物（ごみ）のうち災害廃棄物（災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の適用を受けて処理されるもの。以下同じ。）は、本計画で対象とする廃棄物から除  
6 きます。

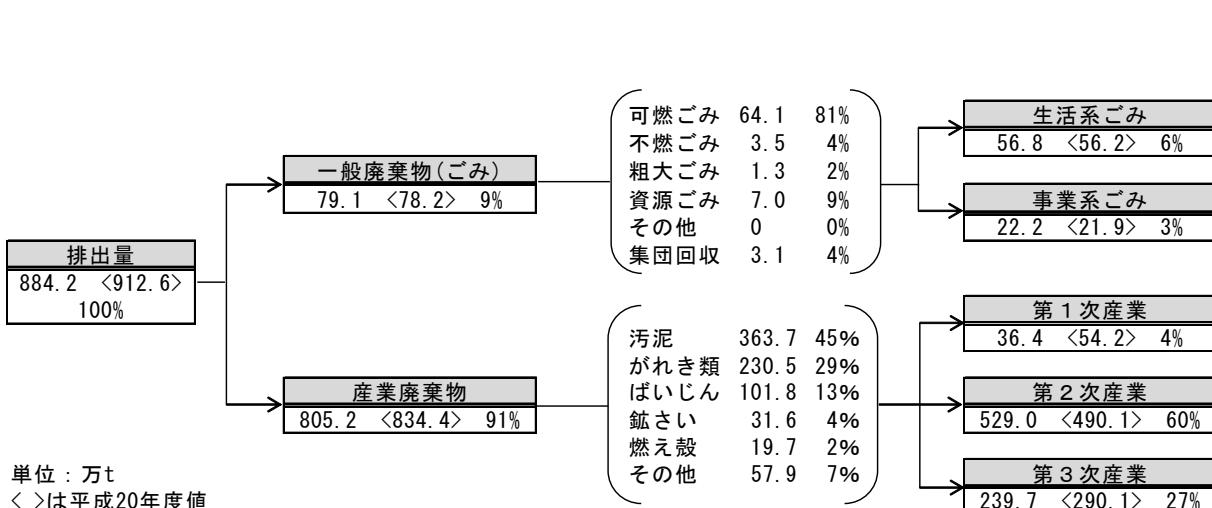


23 図2-1 廃棄物の区分

25 平成24年度の本県の廃棄物の排出状況は図2-2のとおりで、排出量は一般廃棄物（ごみ）が79万1千トン、産業廃棄物が805万2千トンとなっています。

27 一般廃棄物については、排出量は生活系ごみが56万8千トン、事業系ごみが22万2千トンとなっています。

29 産業廃棄物については、排出量を種類別にみると、汚泥\*、がれき類、ばいじん\*が多く、また、業種別にみると、第2次産業からの排出量が最も多くなっています。



32 注1)端数処理の関係で総数と個々の数値の合計とが一致しない場合があります。以下の図表において同じ。

33 注2)本計画の平成24年度の廃棄物の処理状況は、県の「平成25年度福島県廃棄物実態調査報告書」によ  
34 ります。

35 図2-2 福島県の廃棄物の排出状況

1      **第2節 基本目標**

2      本計画においては、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成を推進するため、  
3      県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画「ふくしま新生プラン」を環境  
4      の面から実現することを目指した計画である第4次福島県環境基本計画に掲げる  
5      施策「循環型社会の形成」を基に、次の基本目標を掲げ、廃棄物の排出抑制と適正  
6      処理をより一層推進していくこととします。

7

8      **循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために**

9

10

11

12

# 1 第3章 一般廃棄物の処理

## 2 第1節 現状と将来予測

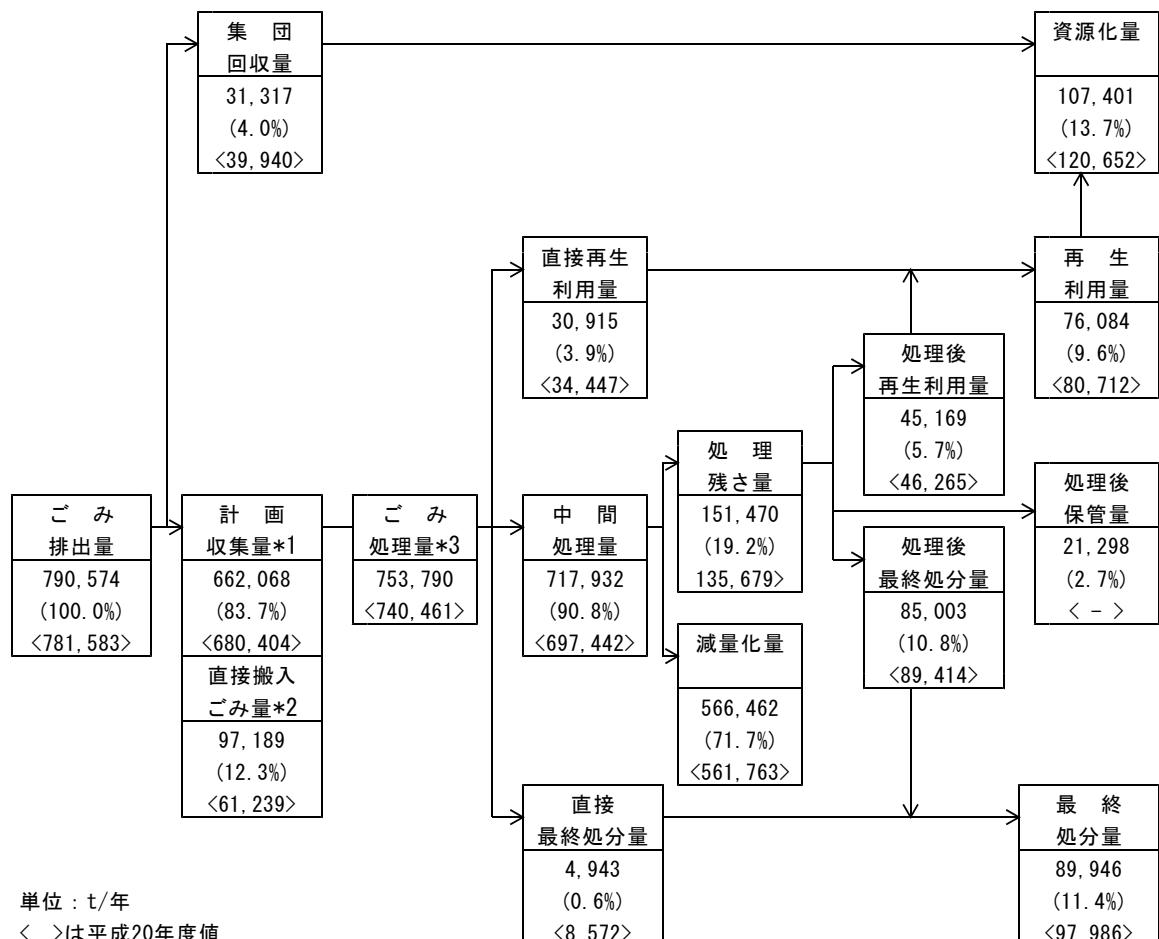
### 3 1 一般廃棄物の現状

#### 4 (1) ごみ処理の状況

##### 5 ア ごみの排出状況

6 平成24年度のごみ処理の状況は図3-1のとおりで、ごみ排出量は79万  
7 1千トン、そのうち資源化された量は直接再生利用量、処理後再生利用量及び  
8 集団回収量を合わせた10万7千トン、最終処分された量は直接最終処分量と  
9 処理後最終処分量を合わせた9万トンとなっています。

10 なお、これらの中には、東日本大震災による災害廃棄物は含まれません。



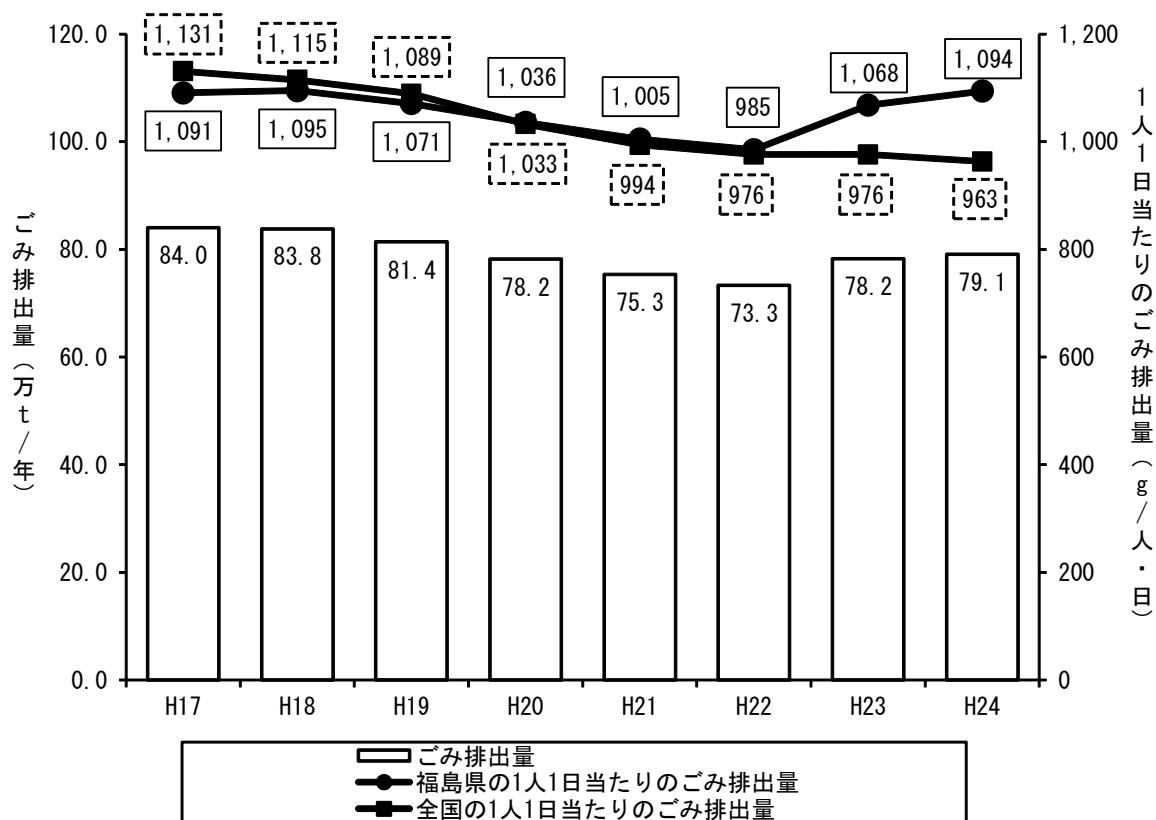
44 注) 計画収集量(\*1)、直接搬入ごみ量(\*2)は平成24年度に収集された量、ごみ処理量(\*3)は平成24年度に  
45 施設で処理された量であり、(\*1)(\*2)の合計と(\*3)は一致しません。

46 図3-1 一般廃棄物の処理フロー

県内のごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移は図3-2のとおりで、ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量ともに、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度に増加に転じ、平成24年度も増加が続いています。

平成23年度以降のごみ排出量の増加は、東日本大震災により発生した家庭や事業所の片付けごみ（災害廃棄物に含まれないもの）の増加が主な原因と考えられます。

また、1人1日当たりのごみ排出量の増加は、ごみ排出量が増加したことにより、統計上の県内人口（住民基本台帳人口）が減少したためと考えられます。



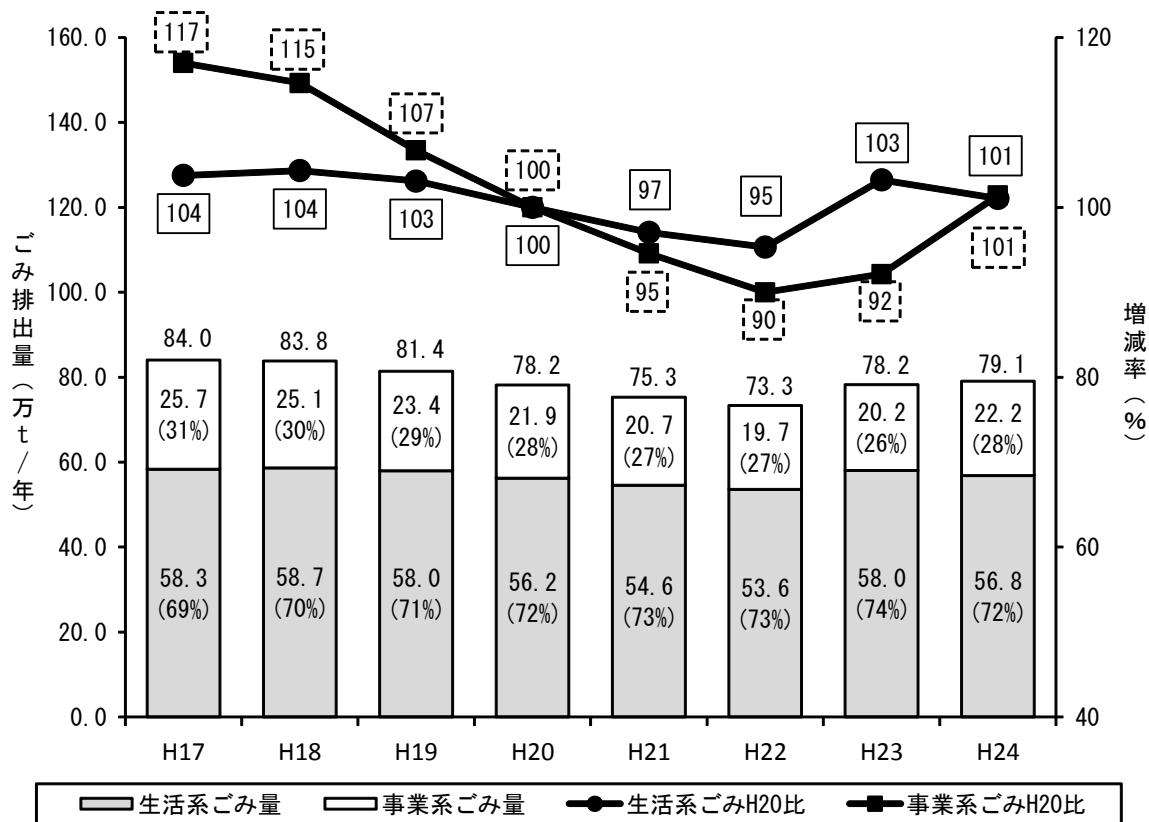
注) 平成24年度より1人1日当たりの排出量の計算に用いた総人口には外国人人口を含みます。

図3-2　ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量の推移

ごみは発生源別に、一般家庭から排出される生活系ごみと、オフィス等から排出される古紙や飲食店等から排出される生ごみなどの事業系ごみ（事業系一般廃棄物）とに分けられます。

発生源別の排出量の推移は図3-3のとおりで、生活系、事業系とともに、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度に増加に転じました。

生活系ごみは平成24年度には再び減少に転じましたが、事業系ごみは平成24年度も増加が続いています。



1 注) 増減率は、旧処理計画における実績年度である平成20年度の実績値を100として算出しています。

2

図3-3 発生源別のごみ排出量の推移

1 イ 資源化の状況

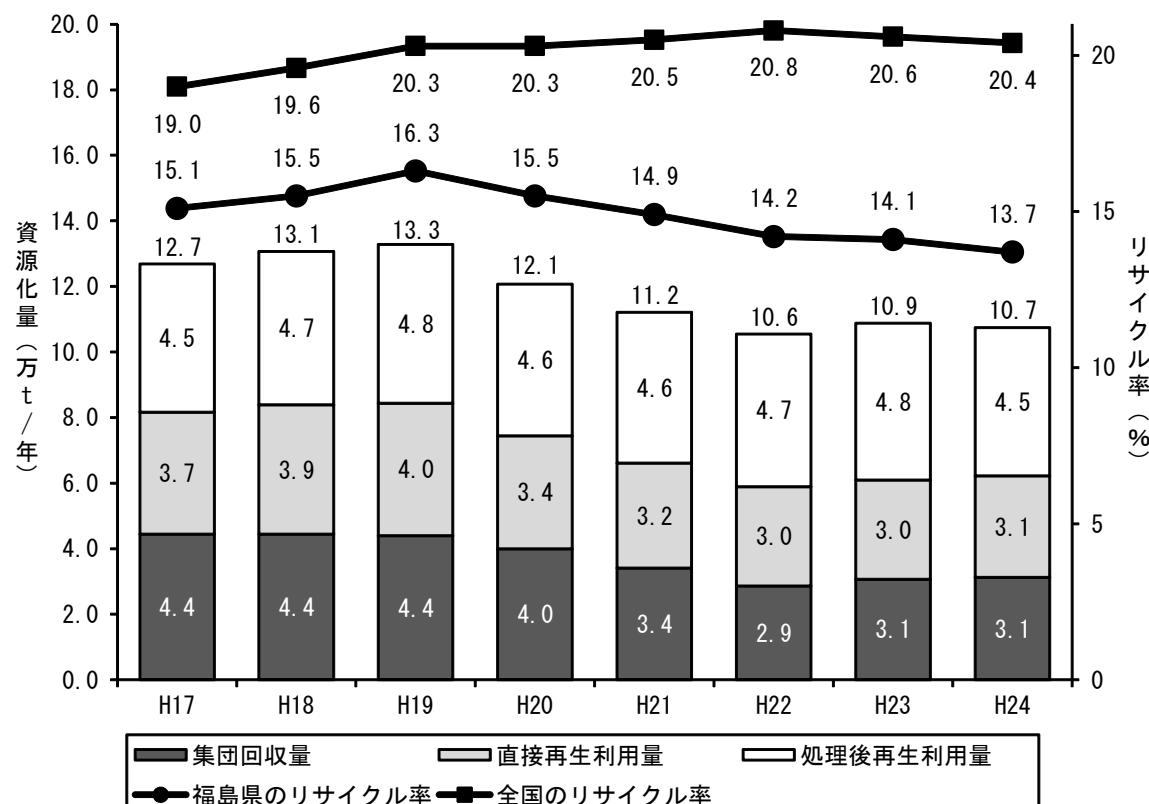
2 資源回収には、市町村及び一部事務組合による収集と、地域の自治会、子ども会などの団体が、家庭から出た新聞、雑誌、びん缶類などの資源を自主的に  
3 回収する集団回収とがあり、これらを合わせた量が資源化量となります。

4 資源化量及びリサイクル率の推移は図3-4のとおりで、平成19年度までは増加傾向でしたが、平成20年度以降は減少傾向にあり、中でも集団回収量  
5 が大きく減少しています。

6 平成23、24年度は、東日本大震災の影響によるごみ排出量の増加に伴って  
7 資源化量はわずかに増加しましたが、ごみ排出量の増加が非常に大きかった  
8 ため、リサイクル率は減少しました。

9 平成24年度における本県のリサイクル率は13.7%で、同年度の全国平均  
10 値20.4%を大きく下回っている状況です。

11



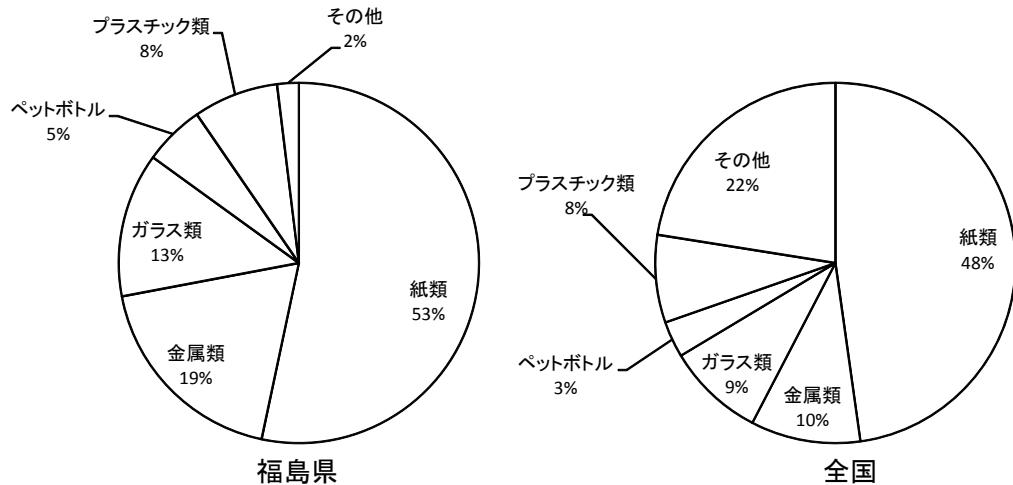
14 注1) リサイクル率 = (集団回収量 + 直接再生利用量 + 処理後再生利用量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

15 注2) 資源化量の中には、民間業者が市町村等を介さず排出者から直接回収した資源物の量は含まれません。

16

図3-4 資源化量、リサイクル率の推移

1 平成 24 年度における資源化量の品目別内訳は図 3-5 のとおりです。  
2 本県では、全国と比較して、紙類、金属類の割合が高くなっています。  
3

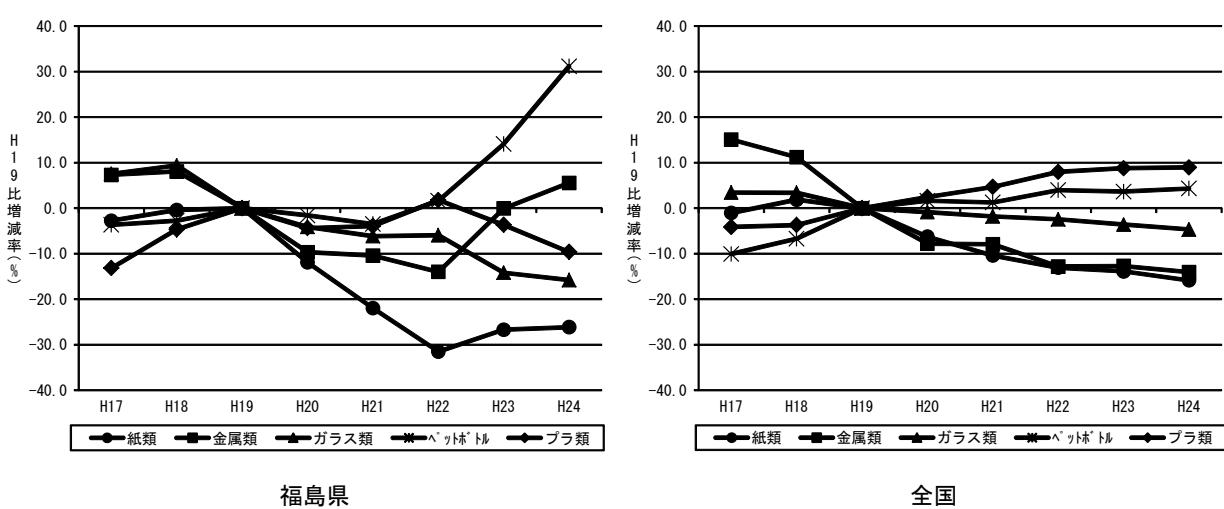


4 図 3-5 資源化量の品目別内訳（平成 24 年度）  
5  
6

7 品目ごとの資源化量の推移を、資源化量が最も多かった平成 19 年度を基準  
8 とした増減率で示すと図 3-6 のとおりとなります。

9 紙類以外の品目は、東日本大震災後の平成 23、24 年度を除けば、本県、  
10 全国ともに極端に大きな増減は示していませんが、紙類については、本県では  
11 平成 20 年度以降、全国と比較して特異的に減少しています。

12 本県では、資源化量中に占める紙類の割合が高いため、紙類の資源化量の減  
13 少が、全体の資源化量の減少に強く影響していると考えられます。



15 図 3-6 品目別の資源化量の推移

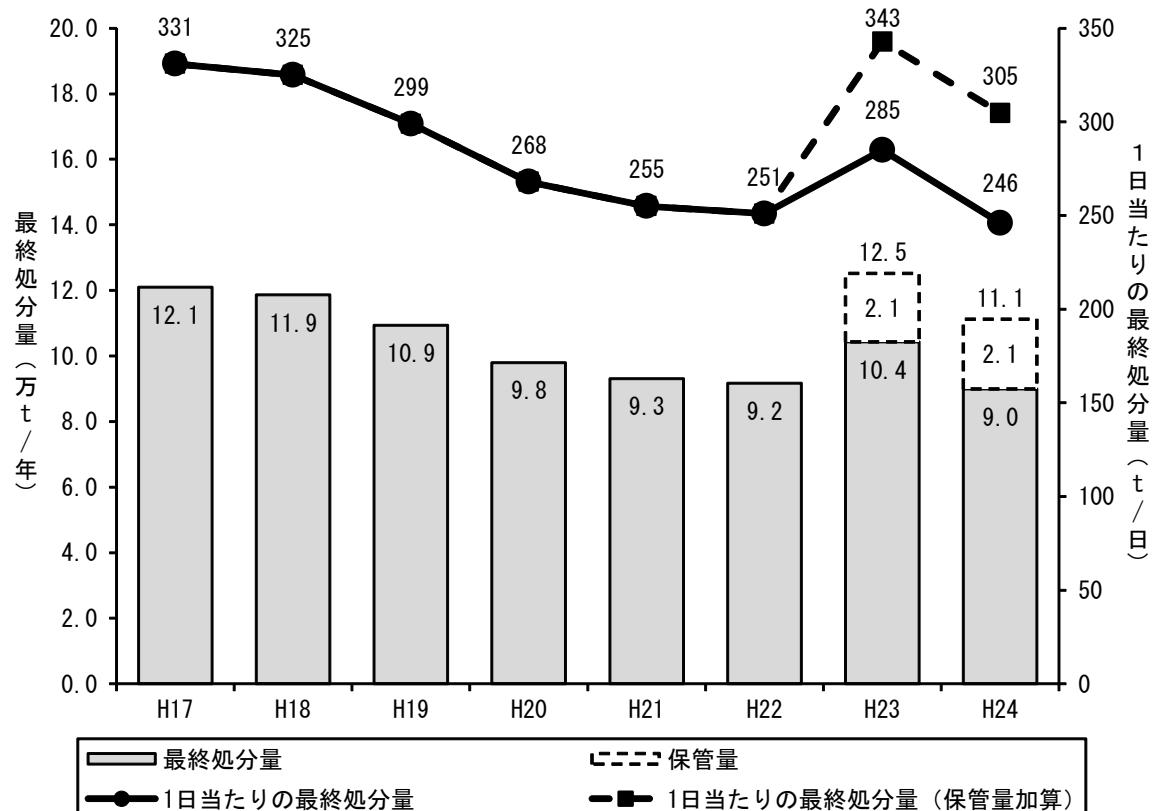


1 エ ごみの最終処分の状況

2 最終処分量の推移は図3-7のとおりで、平成22年度までは減少傾向にあ  
3 りましたが、平成23年度に東日本大震災の影響で増加に転じました。

4 平成24年度には東日本大震災前と同程度まで減少しましたが、東日本大震  
5 災以降、原発事故由来の放射性物質による汚染の影響により、最終処分されず  
6 に保管されている焼却灰が発生しており、これらを単純に加算すれば、最終処  
7 分量は平成23年度は12万5千トン、平成24年度は11万1千トンとなります。

9 平成23年度以降の最終処分量の増加は、東日本大震災の影響によるごみ排  
10 出量の増加に伴うものと考えられます。



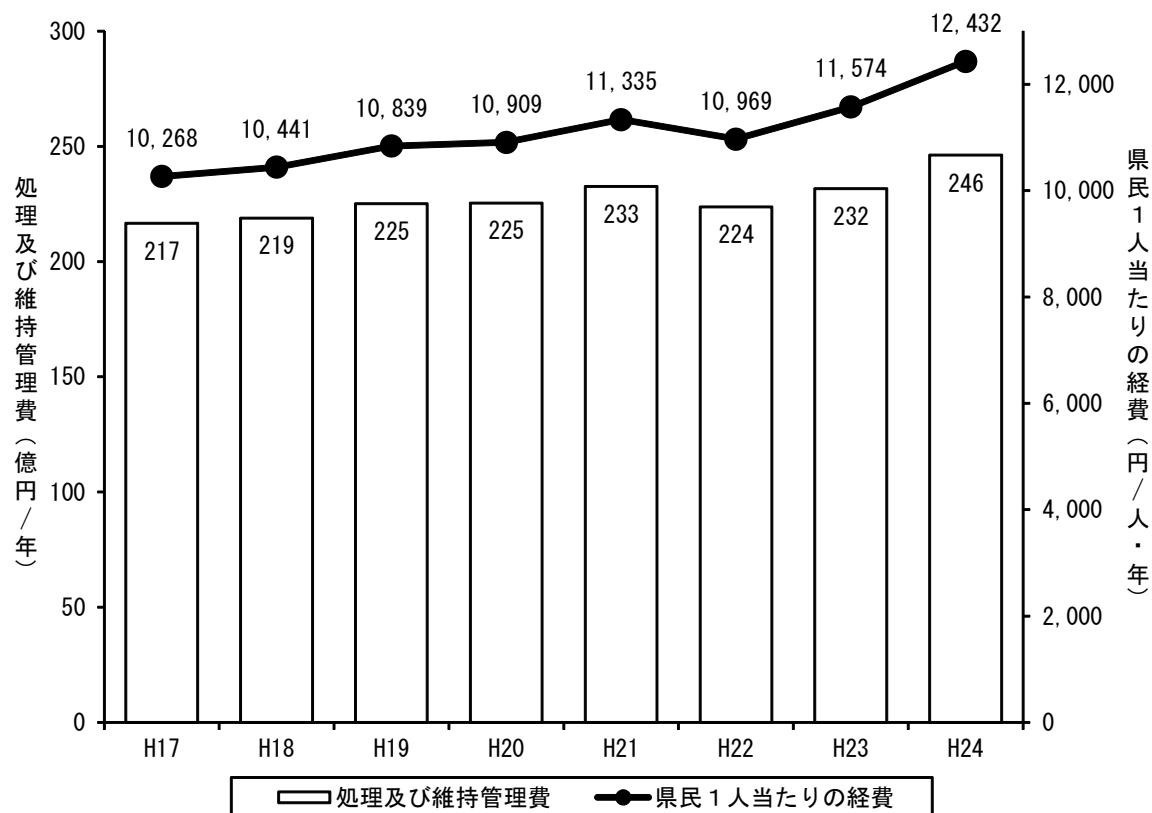
12 図3-7 最終処分量の推移  
13

1 (2) ごみ処理費用の状況

2 ア ごみ処理費用

3 ごみ処理事業（し尿を除く）の経費（処理及び維持管理費）の推移は図3-  
4 8のとおりです。

5 ごみ排出量が平成22年度までは減少傾向にあったのに対し、ごみ処理費用  
6 はそれ以前から年々増加を続けています。



8 図3-8 ごみ処理事業経費の推移

9  
10 イ ごみ処理有料化の状況

11 県内市町村における平成24年度末現在のごみ処理有料化の実施状況は表3-  
12 2のとおりです。

13 表3-2 ごみ処理有料化の状況（平成24年度末現在）

導入状況	市町村数	割合（%）
有料化実施	27	46
有料化未実施	32	54

ごみ処理有料化実施の有無とごみ排出量の関係については、表3-3のとおりで、ごみ処理有料化を実施している市町村における1人1日当たりのごみ排出量は、有料化未実施の市町村に比べ344g/人・日少くなっています。

**表3-3 ごみ処理有料化の実施の有無による1人1日当たりのごみ排出量  
(平成24年度、単位:g/人・日)**

1人1日当たりのごみ排出量 人口区分	有料化実施(A)	有料化未実施(B)	差(A-B)
	840 (20)	1,184 (32)	-344
50,000人以上	926 (1)	1,217 (9)	-291
10,000人以上~50,000人未満	855 (8)	1,060 (9)	-205
5,000人以上~10,000人未満	712 (9)	950 (5)	-239
5,000人未満	470 (2)	852 (9)	-382

注1) ( )内は市町村数を表します。

注2) 原発事故による避難のためごみの排出がない又は原発事故の影響でごみの排出量が事故前と比較して大幅に減少している町村のデータは含まれていません。

### (3) ごみ処理施設等の設置状況

平成24年度末における県内のごみ処理施設等の設置状況は表3-4のとおりです。

これらの施設において、市町村及び一部事務組合によりごみの処理が実施されています。

**表3-4 ごみ処理施設の設置状況(平成24年度末)**

分類	施設数	処理能力(t/日)
ごみ焼却施設	23(1)	3,006
粗大ごみ処理施設(資源化施設)	14	490
粗大ごみ処理施設以外の資源化等施設	27	333
資源化を行わない粗大ごみ処理施設	1	5

注) ( )内は施設数のうち東日本大震災の影響で休止中の施設の数を表します。









1 第2節 一般廃棄物に関する課題

2 1 ごみ処理に関する課題

3 旧処理計画では、一般廃棄物の減量化等の目標値を定め、この目標実現のため、  
4 各種施策に取り組んできたところですが、これまでの取組を検証した結果、以下の  
5 課題が見出されました。

6 ○課題1 ごみ排出量等の状況について

7 旧処理計画の目標年度である平成27年度において、1人1日当たりのごみの  
8 排出量、リサイクル率、1日当たりの最終処分量の3つの指標のすべてで目標を  
9 達成できないと見込まれています。

10 1人1日当たりのごみの排出量及び1日当たりの最終処分量の未達成については  
11 東日本大震災の影響が一因であると考えられますが、リサイクル率の未達成に  
12 ついては、平成20年度以降の集団回収量の減少及び本県の資源化量の多くを占  
13 める紙類の資源化量の減少が強く影響しているものと考えられます。

14 これらのことから、ごみの発生抑制や最終処分量の削減を推進するための施策  
15 を引き続き実施していくとともに、目標値と実績値に最も乖離があるリサイクル  
16 率向上のための施策の拡充を図ることが必要です。

17 ○課題2 ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理について

18 既存施設の老朽化等により、今後、維持管理や更新に係るコストの増加が見込まれ  
19 ることから、コストをできるだけ抑え、初期性能を維持するための計画的かつ効率的  
20 の維持管理や設備改良等により、施設の長寿命化や延命化を図る必要があります。

21 また、施設を整備するに当たっては、地球温暖化対策に配慮した施設への転換  
22 を図るとともに、平成22年3月見直しの「福島県ごみ処理広域化計画\*（以下、  
23 広域化計画という。）」を踏まえたブロックごとの施設集約の可能性や自区域（ブ  
24 ロック）内で処理を完結できる体制の整備の検討、さらには東日本大震災の教訓  
25 を踏まえ、大規模災害への備えとして、ブロック単位で処理施設やストックヤー  
26 ド等にある程度の余裕を持たせるなど、災害への対応を考慮することが必要です。

27 東日本大震災ではごみ処理施設等も被害を受けました。その影響により休止中の  
28 施設について、早急な復旧が求められるとともに、原発事故に伴う避難区域の  
29 帰還後のごみ処理体制の再構築が必要です。

30 ○課題3 ごみの適正処理について

31 大規模な災害発生時の廃棄物処理対策が適正かつ円滑に進むよう、県及び市町  
32 村において災害廃棄物処理計画の策定や見直しを検討することが必要です。

33 また、ごみの不法投棄等の不適正処理を防止するため、県民、市町村、事業者、  
34 県が連携して不適正処理防止の普及啓発や不法投棄しにくい環境づくりをするこ  
35 とが必要です。

1

## 2 生活排水処理に関する課題

2

### ○課題1 生活排水の適正処理について

3 貴重な水資源や水環境を保全するためには、生活排水を適正に処理した上で、  
4 公共用海域へ放流することが必要です。

5 生活排水処理施設には、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等がありますが、本県においては、合併処理浄化槽は県全体の浄化槽の約4割であり、台所や風呂等の排水が未処理で放流される単独処理浄化槽が約6割を占めています。単独処理浄化槽は河川等の汚濁の要因の一つとなっていることから、合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。

10

### ○課題2 生活排水処理施設等の効率的な整備について

11 生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落  
12 排水施設、合併処理浄化槽等のそれぞれの特性を活かした効率的な推進が必要で  
13 す。

14 下水道、農業集落排水施設等の集合処理施設については、各家庭等と集合処理  
15 施設との接続率向上を図る必要があります。

16 し尿処理施設については、既存施設の更新時期等を考慮し、計画的かつ効率的  
17 に施設整備を推進するとともに、施設整備に当たっては、広域的な施設整備の観  
18 点からの検討や、メタン・りんの回収設備の設置や、廃棄物系のバイオマス\*の利  
19 活用など、温暖化対策への対応の観点からの検討も必要です。

20 さらに、大規模な災害発生時における生活排水処理に支障が生じないようにす  
21 るための処理体制づくりを進める必要があります。

23

### ○課題3 生活排水処理施設等の適切な維持管理について

25 生活排水処理施設等の能力を發揮させるため、処理方式に応じた施設の適切な  
26 維持管理を行うことが必要です。

27 合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく法定検査として、施設の使用開始後3月を経過した日から5月以内に浄化槽の所期の機能が発揮されていることを確認する検査（7条検査）と、毎年1回浄化槽の性能が正常に維持されていることを確認する検査（11条検査）を行う必要がありますが、本県における11条検査の実施率が全国平均を下回っている現状を踏まえ、11条検査の受検率を向上させる必要があります。

33 また、し尿処理施設については、各種基準を遵守するよう適切に維持管理を行  
34 う必要があります。

1 第3節 一般廃棄物に関する目標と方策

2 1 施策の基本的な方針

3 前節の一般廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の事項を施策の基本的な方針と  
4 して取り組んでいくこととします。

5 (1) ごみ処理について

- 6
- 7 ①3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進  
8 ②ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進  
9 ③ごみの適正処理の推進

10 (2) 生活排水処理について

- 11 ①生活排水の適正処理の推進  
12 ②生活排水処理施設等の効率的な整備の促進  
13 ③生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進

15 2 一般廃棄物に関する目標

16 (1) ごみ処理に関する目標

17 旧処理計画では、1人1日当たりのごみの排出量、リサイクル率、1日当たりの最終処分量の3つの項目を指標として定め、目標値を設定しました。

18 本計画においてもこれらを目標指標とし、将来予測や国の基本方針（平成22  
19 年度策定）における考え方を基本に、以下のとおり目標値を設定します。

20 なお、目標値を設定するに当たっては、直近の実績年度を基準年度とすることが一般的ですが、本県における直近の実績年度である平成24年度は、東日本大震災の影響が著しく、非常に特異的な状況の年であるため、本県では、東日本大震災の影響のない平成22年度を基準年度とします。

21 ア 1人1日当たりのごみの排出量（g/人・日）

22 (ごみ排出量÷総人口÷365)

23 平成22年度の本県のごみ排出量は73万3千t/年、1人1日当たりに換算  
24 して985g/人・日でした。

25 国の基本方針では、目標年度におけるごみ排出量を基準年度から5%削減する  
26 として目標値を設定しており、これを本県に当てはめて目標年度である平成32年度におけるごみ排出量を算出すると69万6千t/年（以下「算出値」という。）となります  
27 が、これは、同年度の本県のごみ排出量の予測値68万7千t/年よりも高い値となります。

28 また、これらを1人1日当たりに換算すると、平成32年度の予測人口が減少する影響を受け、算出値で1,018g/人・日、予測値で1,004g/人・日と、平成22年度の985g/人・日より、いずれも高い値となります。

29 そこで、本県においては、基準年度のごみ排出量からではなく、基準年度の  
30 1人1日当たりのごみ排出量から5%削減することとし、平成22年度実績の

985g/人・日から5%削減した935g/人・日を目標値とします。

イ リサイクル率(%)

((直接再生利用量+処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100)

本県のリサイクル率は、平成22年度において14.2%となっており、同年の全国平均値20.8%を大きく下回っています。また、平成32年度における本県のリサイクル率の将来予測は12.7%で、さらに低下すると予測されています。

国の基本方針ではリサイクル率を25%に増加することを目標としていますが、近年の全国の状況を見ると、20%を超えたところで頭打ちとなっています。

そこで、本県においては、まずは全国平均値並みを目指すこととし、21%を目標値とします。

ウ 1日当たりの最終処分量(t/日)

(年間最終処分量 ÷ 365)

平成22年度の本県の最終処分量は9万2千t/年でした。

国の基本方針では、最終処分量を基準年度から22%削減するとして目標値を設定しており、これを本県に当てはめると7万2千t/年となります。本県の最終処分量については、原発事故の影響により最終処分されずに保管されている焼却灰の取扱により予測値が大きく異なる結果となるため、予測値を基に目標値を設定することは適当ではないと考えます。

そのため、平成32年度における予測値ではなく、国の基本方針を踏まえて算出した7万2千t/年、1日当たりに換算して197t/日を目標設定の目安とした上で、この値が旧処理計画の目標値200t/日と概ね同値であることから、本県においては、引き続き旧処理計画と同じ200t/日を目標値とします。

表3-12 ごみの排出量等の目標値

項目	基準年度 実績値	今期計画 目標値	(参考)旧計画 目標値
	H22	H32	H27
1人1日当たりの ごみ排出量(g/人・日)	985	935以下	915以下
リサイクル率(%)	14.2	21.0以上	26.0以上
1日当たりの 最終処分量(t/日)	251	200以下	200以下

1 (2) 生活排水処理に関する目標

2 「ふくしまの美しい水環境整備構想」においては、整備目標（汚水処理人口普  
3 及率）を以下のとおりとしています。

平成26年度末（2014年）	80%以上
平成31年度末（2019年）	87%以上
2030年代初頭	概ね100%

10 3 目標実現のための施策

11 目標実現のため、県は以下の施策に取り組んでいくこととします。

12 (1) ごみ処理に関する施策

13 ア 3 R\*（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進

14 (ア) 意識啓発の推進

- 15 ○循環型社会形成推進基本法においては、ごみの発生抑制（リデュース\*）・  
16 再使用（リユース\*）を再生利用（リサイクル\*）よりも優先して取り組む  
17 べきものと位置付けていることから、県民、事業者に対し、発生抑制、再  
18 使用へのより積極的な取組について啓発を図ります。
- 19 ○インターネット等の各種媒体やマスコットキャラクター等を利用して様々な  
20 情報を発信し、ごみ減量化について啓発を図ります。特に、「うつくしま、  
21 ごみ減量化・リサイクル月間」である10月には、県民、市町村、事業者等と連携し、より一層の取組強化を図ります。
- 22 ○家庭におけるごみや資源物の排出実態を各家庭に自覚してもらうことと併せて、具体的なごみ減量化の取組事例を広く発信することにより、3Rへの取組意識の普及・啓発を図ります。
- 23 ○学校や地域における環境学習会等に、環境アドバイザー等の専門家を派遣し、3R推進のための環境教育等の取組を支援します。
- 24 ○平成28年度開所予定の福島県環境創造センター交流棟において、3Rの推進に関する常設展示や体験研修講座を行い、広く県民への啓発を図ります。

25 (イ) ごみの発生抑制（リデュース）の推進

- 26 ○買い物段階でのごみの発生抑制のため、市町村、小売店と連携し、マイバッグ持参の取組や、トレー無し販売等の過剰包装防止の取組を促進します。また、マイ箸、マイカップなどごみ減量化につながる取組を促進します。
- 27 ○小売店におけるばら売り・量り売りの普及を促進するとともに、消費者に対しても、必要なものを必要なだけ買う、詰め替え可能なものや長く使えるものを選ぶなど、消費行動の見直しを呼びかけます。
- 28 ○家庭における食品の買いすぎ・作りすぎの防止や、飲食店における食べきり運動の推進など、手付かずや食べ残しなどの食品ロスを減らす取組の普及・啓発を図ります。また、生ごみは重量比で家庭ごみ全体の約4割を占

め、その70~80%が水分であることから、生ごみの水切りの徹底など生ごみの減量化の取組の普及・啓発を図ります。

○ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物の減量化のため、事業者に対し、オフィス等における効率的な古紙回収や、飲食店における来店者への食べきり・ごみ分別の呼びかけの取組等の普及・啓発を図ります。

○事業所において福島議定書事業\*に参加する際には、節電等の温暖化対策の取組と合わせて、当該事業の取組メニューのひとつである「ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）」にも積極的に取り組むよう促します。

○事業所における3Rへの取組の促進に資するため、参考となる取組モデルを提示します。

#### (ウ) 再使用（リユース）の推進

○使用済みのものを回収して再度使用することができるリユース・リターナブル製品の製造、販売、使用を促進します。

○リターナブルびん（Rびん）\*について、酒販店だけでなく、Rびんを使用した製品を販売している小売店等に対し、店頭回収への協力を呼びかけます。

○飲食物を提供するイベント等におけるリユース食器の使用を促進します。

○フリーマーケット、リユースショップの利用を促進します。

#### (エ) 再生利用（リサイクル）の推進

○市町村等に対し、住民が資源物を分別して出しやすいごみステーションの整備や回収頻度の見直し、住民以外も多数利用する公共施設・観光地等における分別区分がわかりやすい分別回収ボックスの設置等、資源物の適正な分別回収推進対策の実施を促します。

○自治会、子ども会、NPOなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収が進むよう、市町村等に対し更なる活性化対策の実施を促します。

○各地域における集団回収の優良取組事例等の紹介などを行い、集団回収への取組意欲の向上を促します。

○地域全体の再生利用状況を把握するため、民間業者による資源物の直接回収や店頭回収など、市町村を介さない資源回収状況の把握に努めます。

○廃棄物を再生利用した土木資材など、循環資源を利用して製造された優良な製品について「うつくしま、エコ・リサイクル製品」\*の認定を行うとともに、認定製品の積極的な使用を促進します。

○環境に配慮した商品を優先して購入するグリーン購入\*を促進します。また、県においては、環境に配慮した再生品を優先的に購入するよう努めます。

○これまであまり再生利用が行われていなかったごみ処理施設の焼却灰について、先進事例の収集や市町村等の関係者への情報提供を行い、焼却灰の最終処分量の削減を促進します。

#### (オ) 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進

○容器包装リサイクル法\*、家電リサイクル法\*、食品リサイクル法\*、資源有効利用促進法\*、小型家電リサイクル法\*、自動車リサイクル法\*及び建設リ

- サイクル法\*の各種リサイクル法について、県民、事業者に周知を図るとともに、関係事業者に対し、法律が遵守されるよう啓発・指導を行います。
- 容器包装廃棄物については、家庭ごみの容積比で約6割、重量比で約2～3割を占めることから、ごみ減量化や再生利用を推進するため、福島県分別収集促進計画\*（第7期）を踏まえ、市町村及び関係者と連携し減量化や分別の徹底について普及・啓発を図ります。
- 平成25年4月に新たに施行された小型家電リサイクル法について、その目的や内容を県民や事業者等に広く周知するとともに、市町村等による回収体制の整備を促進します。

(カ) 経済的手法の検討

- ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化や、ごみの発生抑制への意識改革につながることから、平成25年4月に国が示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」を踏まえ、市町村等に対し情報提供を行うなど、ごみ処理有料化の取組を促進します。
- 効率的なごみ処理事業の促進のため、市町村等に対し、平成19年6月に国が示した「一般廃棄物会計基準」に基づくコストの把握を促します。また、国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を踏まえた市町村等によるごみの循環的利用や適正処分等の取組を促進します。

イ ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進について

- ごみ処理施設については、今後、維持管理や更新に係るコスト増加が見込まれることから、ストックマネジメント\*の考え方に基づく施設の長寿命化・延命化の手法の導入について、市町村等への情報提供を行います。
- ごみ処理施設の整備に当たっては、広域化計画を踏まえたブロックごとの施設集約の可能性や自区域（ブロック）内で処理を完結できる体制の整備の検討を市町村等に促すとともに、大規模災害の発生に備え、ブロック単位で処理施設やストックヤードにある程度余裕を持たせるなど、災害への対応を考慮するよう促します。
- ごみ発電\*や廃棄物系バイオマスの利活用のための施設など、地球温暖化対策への対応に配慮した施設への転換について、国の循環型社会形成推進交付金等の活用により整備が進むよう、市町村等に対し技術的な助言等を行います。
- ごみ処理施設やごみ処理の実態に対する住民の理解を深め、施設整備を円滑に進めるため、ごみ処理施設の見学やリスクコミュニケーション等による積極的な情報公開の実施について、市町村等に助言等を行います。
- 市町村等と連携し、東日本大震災の影響により休止中の施設の早期復旧や、避難区域の現状を踏まえたごみ処理体制の広域的な調整を進めるとともに、帰還後のごみ処理体制の速やかな再構築を図ります。
- ごみ処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の監視指導を実施します。

1

2 Ⅱ ごみの適正処理の推進について

3

- 4 ○大規模災害発生時の廃棄物処理対策が適正かつ円滑に進むよう、県及び市町  
5 村において、平成26年3月に国が示した「災害廃棄物対策指針」を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定・見直しを検討します。
- 6 ○不法投棄や無許可の不要品回収等、ごみの不適正処理を防止するため、県民、  
7 市町村、事業者と連携し、不適正処理防止のための環境づくりに努めます。

8

9 (2) 生活排水処理に関する施策

10 ア 生活排水の適正処理の推進

- 11 ○貴重な水資源の確保や良好な水環境を保全するため、下水道、農業集落排水  
12 施設及び合併処理浄化槽等の整備事業を積極的に推進します。また、浄化槽  
13 については、補助金等、経済的支援も含めた支援策により、単独処理浄化槽  
14 から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 15 ○猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域においては、水質悪化が懸念されていること  
16 から、富栄養化防止等の水質保全を図るため、窒素、りんを除去する高度処  
17 理型浄化槽の設置を進めます。

18

19 イ 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進について

- 20 ○下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備に当たっては、それ  
21 ぞれの施設や整備する地域の特性に合わせた計画的、効率的な整備を促進し  
22 ます。
- 23 ○し尿処理施設について、国の循環型社会形成推進交付金等の活用により、計  
24 画的に施設の更新、改修等が行われるよう市町村等に対し技術的な助言等を行  
25 います。
- 26 ○市町村等の新たなし尿処理施設の整備に際しては、地球温暖化対策への対応  
27 の観点から、熱利用等のためのメタン回収設備や、肥料原料として利用する  
28 ためのりん回収設備等を導入するなど、資源の有効利用に配慮した施設の整  
29 備を促進します。
- 30 ○大規模な災害発生時には、し尿処理が困難になることから、市町村等に対し、  
31 し尿処理の広域的な連携体制の構築等を促進します。

32

33 Ⅲ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進について

- 34 ○合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽について、市町村及び公益社団法人福島  
35 県浄化槽協会との連携の下、平成25年度に整備した浄化槽台帳を活用し、  
36 法定検査の受検率の向上を図るとともに、定期的な清掃の実施等適正な維持  
37 管理がなされるよう促進します。
- 38 ○し尿処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の監視指導を  
39 実施します。

1           4 関係者の役割

2           目標実現のため、県民、事業者、市町村は、県が行う施策等に積極的に協力する  
3           とともに、それぞれの立場で適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

4           (1) 県民の役割

- 5           ○ごみの 3 Rに対する関心を持ち、理解に努めます。
- 6           ○ものを簡単に捨てない、買い替えたほうが環境負荷がより少なくなる場合以外  
7           は修理・修繕等を行ってできるだけ長く使う、ものを買う前によく検討してそ  
8           れを大切に使うなど、3 Rを常に意識し、無駄をなくす工夫をします。
- 9           ○マイバッグの持参、リユース・リサイクル製品の積極的な使用、ごみの発生の  
10          少ない商品の優先的な購入、ばら売り・量り売りの利用等、ごみの発生が少な  
11          いライフスタイルへの転換に努めます。
- 12          ○食品は使い切れる分だけ買う、料理は食べきれる分だけ作る、外食時には食べ  
13          きれる分だけ注文するなど、食品ロスを少なくするよう努めます。また、生ご  
14          みの水切りによる減量化、たい肥化など身近なところからごみの発生抑制、再  
15          生利用に努めます。
- 16          ○不要になったものはフリーマーケットやリユースショップで売るなど、まだ使  
17          えるものはできるだけ再使用に回すよう努めます。
- 18          ○市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力します。
- 19          ○自治会、子ども会、N P Oなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収活  
20          動に積極的に参加します。
- 21          ○小売店などの店頭における資源物の回収システムを積極的に利用します。
- 22          ○各種リサイクル法への理解を深め、分別収集や適正処理に努めます。
- 23          ○生活排水を適正に処理することの重要性を理解し、合併処理浄化槽の設置や下  
24          水道、農業集落排水施設等の集合処理施設への早期接続に努めます。また、淨  
25          化槽については、法定検査を必ず受検する等、適正な維持管理を行います。

26           (2) 事業者の役割

- 27          ○廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の必要性を認識し、事業活動に伴って生  
28          じた廃棄物の 3 R 及び適正処理に努めます。
- 29          ○3 R に配慮した製品の製造、販売、使用に努めるとともに、消費者が使用した  
30          後に不要となった製品の回収、再使用、再生利用に努めます。
- 31          ○IS014001\*やエコアクション 2 1 \*などの環境マネジメントシステムを積極的に  
32          導入し、環境に配慮した事業活動の展開に努めます。
- 33          ○市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力します。
- 34          ○各種リサイクル法への理解を深め、分別収集や適正処理に努めます。

35           (3) 市町村の役割

- 36          ○一般廃棄物の処理責任者として、自区域内で発生する一般廃棄物を適正処理す  
37          るための基本となる一般廃棄物処理計画を策定（改定）し、計画に基づき、ごみ  
38          の減量化及び適正処理を推進します。

- 廃棄物処理法に基づき、ごみ処理施設の維持管理等に関する情報の公開を行います。
- ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、学校における環境教育や、地域コミュニティ、N P O等と連携した住民・事業者への普及啓発等、各主体の自主的な取組の促進に努めます。
- 生ごみの水切り徹底の啓発や生ごみ処理機・コンポストの普及、たい肥センターの整備等により、生ごみの減量化の推進に努めます。
- 住民団体や回収業者と連携し、集団回収を積極的に推進します。
- ごみの不法投棄等不適正処理に対し、各市町村で設置している監視員や地域住民、不法投棄等に関する情報提供協定を締結している事業者等との連携協力により、地域ぐるみで監視・通報体制を構築し、未然防止と早期発見に努めます。
- ごみ減量化を進めるため、ごみの有料化について、住民へ必要性の説明を行なながら、検討を進めるよう努めます。
- 施設整備に当たっては、広域化計画を踏まえ、広域的な観点からの検討を行うものとします。また、ごみの収集運搬から最終処分まで一連の処理について、原則として自区域（ブロック）内で完結した処理が行えるよう、処理体制の整備に努めます。
- 大規模災害発生時の廃棄物処理が適正かつ円滑に進むよう、広域的な観点も含めた処理体制の確保に努めます。
- 生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等について、それぞれの特徴を生かした事業の効率的な推進に努めます。
- ごみやし尿の適正処理を行うとともに、ごみ処理施設及びし尿処理施設について適切に維持管理を行います。
- 公共事業等において、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」等の廃棄物の再生利用製品の積極的な使用に努めます。
- 県が実施する施策に協力し、その効果を確認しながら、地域の実状に合わせて自区域内での展開を検討します。



1 第4章 産業廃棄物の処理

2 第1節 現状と将来予測

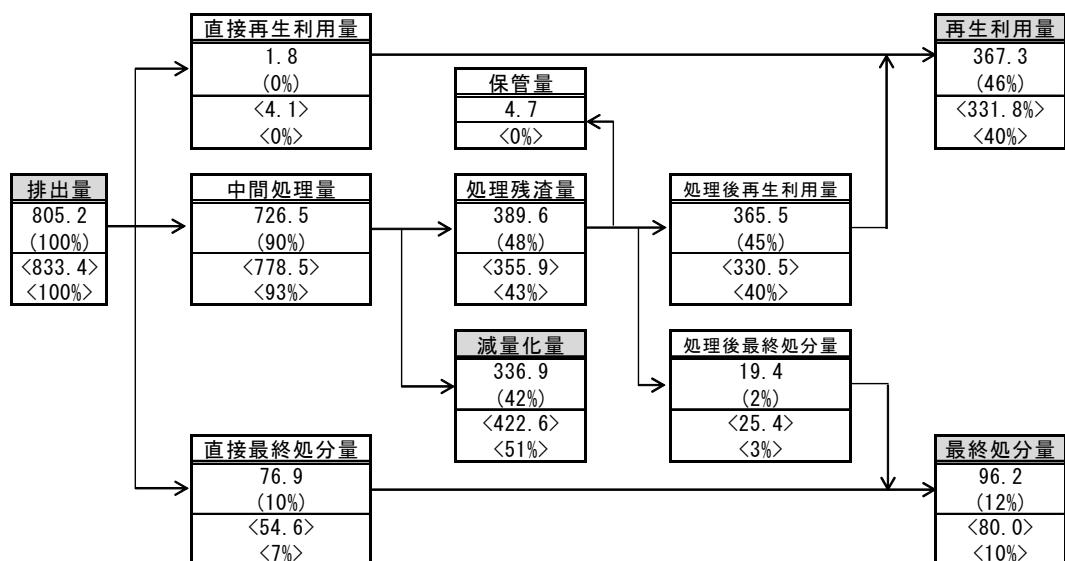
3 1 産業廃棄物の現状

4 (1) 排出処理状況

5 平成24年度の産業廃棄物の処理フローは図4-1、処理状況は図4-2のと  
6 おりです。

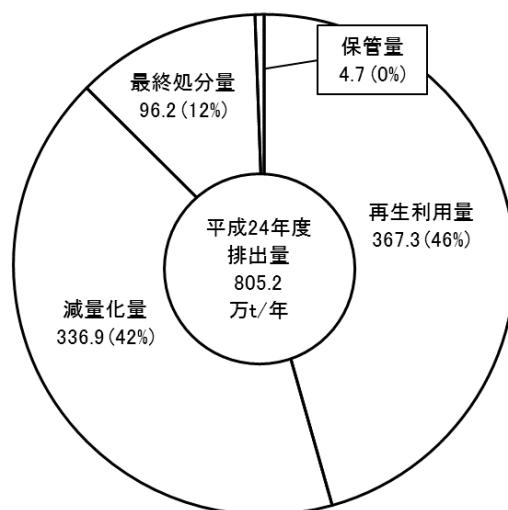
7 産業廃棄物の排出量は805万2千トンとなっており、そのうち336万9千  
8 トンが脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。産業廃棄物の再生利  
9 用量は367万3千トン、最終処分量は96万2千トンとなっています。

10 また、放射性物質による汚染の影響により処分されずに保管されている産業廃  
11 棄物が4万7千トンとなっています。



26 単位：万t/年  
27 <>内は平成20年度値

28 図4-1 産業廃棄物の処理フロー



39 図4-2 産業廃棄物の処理状況



1 (2) 移動状況

2 ア 県内で発生した産業廃棄物の県外への搬出状況

3 平成24年度に産業廃棄物処理業者（以下第4章～第6章の本文中で「処理  
4 業者」という。）への委託処理を目的として県外へ搬出された量は112万4  
5 千トンとなっています。その内訳については表4-1のとおりです。

7 表4-1 県内産業廃棄物の県外搬出量

(単位: t)

産業廃棄物の種類	県外搬出量合計	受託の区分	
		中間処理	最終処分
燃え殻	138,620	138,620	
汚泥	50,496	49,372	1,123
廃油	14,152	14,152	
廃酸	9,872	9,872	
廃アルカリ	13,124	13,097	27
廃プラスチック類	56,558	46,416	10,142
紙くず	641	641	
木くず	5,316	5,316	
繊維くず	77	77	
動植物性残さ	3,361	3,361	
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず	5,904	5,849	54
ガラスくず等	21,416	18,075	3,341
鉱さい	372,319	372,319	
がれき類	30,055	29,317	738
動物のふん尿			
動物の死体	1,543	1,543	
ばいじん			
13号廃棄物	378,337	378,337	
その他	21,773	21,773	
合計	1,123,564	1,108,137	15,426

32 注1) 「13号廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」とい  
33 う。）第2条13号に規定されている産業廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したもので、それら  
34 の産業廃棄物の種類に該当しないもの）を表します。

35 注2) 表中の空欄は、発生がないことを示します。

## 1 イ 県外で発生した産業廃棄物の県内への搬入状況

2 平成24年度に県内の処理業者が処理受託した県外産業廃棄物の量は60万  
 3 7千トンとなっています。その内訳については表4-2のとおりです。

4 **表4-2 県外産業廃棄物の県内搬入量**

(単位:t)

産業廃棄物の種類	県内搬入量合計	受託の区分	
		中間処理	最終処分
燃え殻	13,741	4,144	9,598
汚泥	42,195	24,837	17,358
廃油	22,989	22,989	
廃酸	25,689	25,689	
廃アルカリ	7,716	7,716	
廃プラスチック類	108,445	13,349	95,096
紙くず	1,761	1,759	2
木くず	13,406	13,399	7
繊維くず	2	2	
動植物性残さ	1,268	1,268	
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず	1,888	1,884	4
ガラスくず等	14,098	9,684	4,415
鉱さい	3,098	1,787	1,311
がれき類	88,516	74,232	14,284
動物のふん尿	99	99	
動物の死体			
ばいじん	108,273	96,036	12,237
13号廃棄物	1,124		1,124
その他	152,385	149,123	3,262
合計	606,694	447,997	158,697

30 注1) 「13号廃棄物」とは、廃棄物処理法施行令第2条13号に規定されている産業廃棄物（産業廃棄物を処分  
 31 するため処理したもので、それらの産業廃棄物の種類に該当しないもの）を表します。

32 注2) 表中の空欄は、発生がないことを示します。

34 **(3) 産業廃棄物処理施設の状況**

## 35 ア 産業廃棄物中間処理施設の状況

36 平成24年度末現在で、県内に設置されている産業廃棄物中間処理施設は、  
 37 表4-3のとおりです。廃棄物処理法で規定するもの及び廃棄物処理法の規定  
 38 要件以外の施設として福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（以下  
 39 「県産業廃棄物条例」という。）で規定するものを合わせて554施設となっ  
 40 ています。









1 ○課題3 産業廃棄物処理施設の整備について

2 県内において、必要な処理能力、容量を備えた産業廃棄物処理施設を、民間により  
3 適切に整備し安定的な処理体制を維持していくことは、産業廃棄物の適正処理を  
4 推進していくうえで非常に重要です。

5 産業廃棄物の排出量や再生利用の状況は経済情勢に左右されるため、情勢の変化  
6 に迅速な対応をするため、将来の円滑な施設設置・整備が重要となります。そのためにも  
7 地域住民の産業廃棄物に対する理解を促進し、信頼関係を築くため、処理業者による  
8 積極的な情報公開や地域住民とのリスクコミュニケーションが重要です。

9 また、これまで推進してきた循環型社会の観点に加え、低炭素社会<sup>\*</sup>の観点からの  
10 施設整備が求められるようになってきています。

11

12 第3節 産業廃棄物に関する目標と方策

13 1 施策の基本的な方針

14 前節の産業廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の三つを施策の基本的な方針として取り組んでいくものとします。

- 15
- 16 ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用の推進
- 17 ② 産業廃棄物の適正処理の推進
- 18 ③ 産業廃棄物処理施設の適切な整備

22 2 産業廃棄物に関する目標

23 (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用の推進

24 産業廃棄物の排出抑制や再生利用をより一層推進するため、将来予測等を踏まえて、本県の排出量等の目標値を表4-10のとおりとします。

25 国の基本方針では、基準年の排出量から増加を約1%以内にすることを目標としていますが、東日本大震災前や現状(平成24年度)の排出量を基準として目標値を設定した場合、復旧工事等に伴うがれき類の増加や、石炭火力発電所の稼働率の上昇や新設に伴うばいじんの増加といった東日本大震災の影響を反映することができません。

26 そのため、将来予測を基にして、各項目に目標値を設定しました。

27 排出量については、将来予測が増加傾向を示しているため、予測値から1%削減することを目標として設定しました。

28 再生利用率については将来予測が現状より上昇しているため、さらに上昇させることを目標とし、予測値と国の基本方針の53%を参考に目標値を設定しました。

29 最終処分率については、旧処理計画の目標を達成できない見込みのため、引き続き旧処理計画の目標値を設定することとしました。

30 また、旧処理計画で目標として設定していた減量化率は、国の基本方針で減量化率は目標として設定されていないこと、循環型社会の形成の観点から脱水や焼

却等の中間処理による減量化よりも再生利用を優先して推進する必要があると考えられることから、目標値を設定しないこととします。

**表 4－10 産業廃棄物の排出量等の目標値**

項目	H24	H27	H32	
	現状	旧処理計画目標値	予測	目標値
排出量（万t/年）	805.2	830.5	833.3	<b>825.0以下</b>
再生利用率	46%	39%	49%	<b>51%以上</b>
最終処分率	12%	8%	10%	<b>8%以下</b>

### (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者や処理業者に対する研修会の開催や啓発活動の実施により産業廃棄物の適正処理を推進します。また、立入検査における処理施設の維持管理の指導や、不法投棄に対する監視等により、産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見を図ります。

また、P C B 廃棄物やアスベスト含有廃棄物等については、福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県 P C B 処理計画」という。）等の個別計画や関連する法令等に基づき適正処理を推進します。

### (3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備

県内における最終処分場等の処理施設の整備については、民間による整備を原則とし、必要な処理能力や、最終処分場の残余年数等を考慮して、適正な処理体制の確保に努めます。

また、適正処理や積極的な情報公開等の推進や、事業者による地域住民とのリスクコミュニケーションの実施を推進することなどにより、県民の廃棄物処理に対する理解の促進と信頼の確保を図ります。

## 3 目標実現のための施策

目標実現のため、県は以下の施策に取り組んでいくこととします。

### (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進

#### ア 事業者の自主的な取組の推進

○廃棄物処理法や県産業廃棄物条例における多量排出事業者等の産業廃棄物の処理計画の策定や実施に対する指導を強化し、排出事業者自らによる排出抑制や適正な循環的利用の取組を推進します。

○排出事業者等に対し、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等に関する啓発や情報提供を行います。

○排出事業者が自ら行う排出抑制、再生利用等のための施設整備に対して、うつくしまリサイクル施設等整備費補助金等により支援を行います。

#### イ 再生利用等の推進

○「うつくしま、エコ・リサイクル製品」等の廃棄物の再生利用製品の使用が

促進されるよう周知、啓発に努めるとともに、自ら優先的な使用に努めます。  
○再生処理施設等の情報の収集や提供を行い、再生利用ルートの形成、確保を  
支援することで、再生利用を推進します。

ウ 技術開発・研究の推進等

- 排出事業者が行う排出抑制やリサイクル技術の研究開発に対し、うつくしま  
リサイクル施設等整備費補助金等により支援を行います。  
○福島県ハイテクプラザ等において、リサイクル技術等の研究開発及び技術指  
導等の支援を行います。

エ 産廃税制度の活用

- 産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の推進を目的とした技術開発・導入等に  
係る施策を充実させていきます。  
○産廃税の活用により、目標の実現のための様々な施策を展開していきます。

## (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

ア 適正処理の徹底

- 適正処理の徹底を図るため、排出事業者や処理業者に対し、立入検査等の監  
視指導をより一層強化します。  
○排出事業者、処理業者に対して、産業廃棄物適正処理担当者研修会や講習会  
等を実施し、適正処理に関する啓発や意識の向上を図ります。  
○マニフェスト\*制度の徹底を指導することにより、産業廃棄物の適正処理を  
推進します。また、電子マニフェスト操作説明会の開催等により、排出事業  
者や処理業者の電子マニフェスト\*の利用を推進します。  
○優良な処理業者の育成を図るため、優良産業廃棄物処理業者認定制度\*等を  
推進するとともに、その活用のための情報提供を行います。

イ 不適正処理への対応

- 不法投棄監視員や監視カメラによる監視体制や、地域ぐるみ監視体制づくり  
支援事業等により、不法投棄の発生防止や早期発見のための体制整備を引き  
続き実施します。  
○悪質な不適正処理に対しては、原因者等に対し、生活環境への支障の除去の  
措置等を講ずることを強く指導するとともに、行政処分を迅速かつ厳正に行  
います。

ウ P C B、アスベスト等の処理困難な産業廃棄物の適正処理

- P C B廃棄物については、県P C B処理計画に基づき、適正処理を推進しま  
す。  
○高濃度P C B廃棄物については、トランスやコンデンサ等の該当機器等を保  
管している事業者等に、適切に保管するとともに、中間貯蔵・環境安全事業  
株式会社での処理を計画的に行うよう指導していきます。  
○低濃度P C B廃棄物については、無害化処理認定施設の利用による速やかな  
処理を推進します。  
○アスベスト廃棄物については、解体に係る届出の徹底を図るとともに、解体

1 現場への立入調査等により、適正処理を推進します。  
2

3 **(3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備**

4 **ア 処理施設の適切な整備**

5 ○処理施設設置事業者に対して、優良産業廃棄物処理業者認定制度や環境マネ  
6 ジメントシステムの認証取得を推進します。

7 ○廃棄物実態調査等により、県内における処理状況を継続的に把握するととも  
8 に、状況の変化を予測することで安定的な処理体制を確保していきます。

9 **イ 処理施設への理解の推進**

10 ○処理施設設置事業者への監視指導による適正処理の徹底や、処理施設の維持  
11 管理に関する情報の積極的な公表の推進等により、処理施設の安全性と信頼  
12 性の向上を図り、処理施設に対する理解の促進に努めます。

13 ○処理施設の必要性、重要性についての県民の理解を深めるため、処理施設設  
14 置者のリスクコミュニケーションや施設の維持管理状況等の積極的な情報公  
15 開の実施を推進します。

16 **ウ 低炭素社会への対応**

17 ○処理施設設置事業者が新たな処理施設の設置や既存の処理施設の改修等を行  
18 うに当たっては、熱回収<sup>\*</sup>可能な施設等、低炭素社会への対応を考慮したもの  
19 のとするよう促進します。

20 **4 関係者の役割**

21 目標実現のため、県民や排出事業者、処理業者、市町村は、県が行う施策等に積  
22 極的に協力するとともに、適切な役割分担によりそれぞれ取り組んでいくことが重  
23 要です。

24 **(1) 県民の役割**

25 ○「うつくしま、エコ・リサイクル製品」等の廃棄物の再生利用製品の積極的な  
26 使用に努めます。

27 ○産業廃棄物やその処理施設等に対する関心を持ち、理解に努めます。

28 **(2) 排出事業者の役割**

29 ○原材料の選択や製造工程の工夫等により、産業廃棄物の排出抑制に努めます。

30 ○多量排出事業者等にあっては、多量排出事業者処理計画等の作成と実施により、  
31 排出抑制、再生利用等の推進に努めます。

32 ○排出者責任による自己処理を進めるため、必要な処理施設の設置及び整備に努  
33 めるとともに、処理基準を遵守し、適正な処理を行います。

34 ○処理業者に処理を委託する場合には、優良業者を選定し、委託基準を遵守する  
35 とともに処理の状況に関する確認を行い、一連の処理の行程が適正に行われる  
36 ために必要な措置を講じるようにします。

37 ○適正処理に関する各種研修会、講習会の実施又は参加により適正処理に関する  
38 知識や技術の研さんを努めます。

○処理施設の設置や維持管理に当たっては、関係法令を遵守して安全性と信頼性の向上を図ります。また、周辺住民とのリスクコミュニケーションを図りながら、処理施設の維持管理状況等の情報公開を積極的に行うなど産業廃棄物処理施設への理解の形成に努めます。

○処理施設の新設や改修等に当たっては、熱回収可能な施設等、低炭素社会への対応を考慮したものとするよう努めます。また、処理施設の環境負荷低減に向け、環境性能診断等を受けるなどの運用改善と改修の両面から二酸化炭素の排出量や光熱水費等の削減に努めます。

### (3) 処理業者の役割

○産業廃棄物の処理を受託するに当たっては、処理基準等を遵守した適正処理を徹底するとともに、再生利用等の推進に努めます。

○多様化する産業廃棄物を適正に処理するため、情報収集と技術開発を行うとともに、各種研修会、講習会の実施や参加により技術水準の向上と資質の向上に努めます。

○処理施設の設置や維持管理に当たっては、関係法令を遵守して安全性と信頼性の向上を図ります。また、周辺住民とのリスクコミュニケーションを図りながら、処理施設の維持管理状況等の情報公開を積極的に行うなど産業廃棄物処理施設への理解の形成に努めます。

○処理施設の新設や改修等に当たっては、熱回収可能な施設等、低炭素社会への対応を考慮したものとするよう努めます。また、処理施設の環境負荷低減に向け、環境性能診断等を受けるなどの運用改善と改修の両面から二酸化炭素の排出量や光熱水費の削減に努めます。

### (4) 市町村の役割

○公共事業等において、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」等の廃棄物の再生利用製品の積極的な使用に努めます。



1 第5章 廃棄物の不法投棄防止対策

2 第1節 産業廃棄物の不法投棄の現状と課題

3 県内における産業廃棄物の不法投棄の状況は表5-1のとおりです。県では不法投  
4 興監視カメラシステムの導入、産業廃棄物適正処理監視指導員（警察OB）の県内6  
5 地方振興局への配置などにより監視体制を強化し、平成19年度以降、不法投棄の件  
6 数及び量は概ね減少傾向にあります。平成20年度の投棄量が大きい理由は、いわき  
7 市小名浜地区において発覚した不法投棄事案1件の投棄量が4万4千トンであったた  
8 めです。

9 しかし、県内での産業廃棄物の不法投棄は依然として発生しており、今後とも引き  
10 続き防止対策に取り組む必要があります。

11 表5-1 福島県における産業廃棄物不法投棄件数及び投棄量

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	24	3	4	9	2	3	0
投棄量(t)	3,796	123	44,018	3,957	812	1,398	0

16 注) 産業廃棄物は投棄量が10t以上、特別管理産業廃棄物はすべてについての件数及び量を表します。

19 第2節 不法投棄防止のための方策

20 廃棄物の新たな不法投棄ゼロを目指し、以下のような各施策に警察、市町村などの  
21 関係機関と協力、連携しながら取り組んでいきます。

22 (1) 普及・啓発

23 優良産業廃棄物処理業者認定制度及び電子マニフェストの普及と産業廃棄物の適  
24 正処理指導などにより優良な処理業者の育成に取り組むとともに、産業廃棄物の処  
25 理責任は排出事業者にあることを十分認識し適正処理をするよう排出事業者への指  
26 導を行います。

27 また、毎年6月と9月の不法投棄防止強調月間における広報をはじめ、地域の団  
28 体の不法投棄防止活動を支援するなど、関係者から広く県民全体までを対象として、  
29 あらゆる機会をとらえて「不法投棄は絶対にさせない、許さない」気運の醸成に努  
30 めます。

32 (2) 監視（抑止、早期発見）

33 県が各市町村に配置する不法投棄監視員、県内6地方振興局に配置している産業  
34 廃棄物適正処理監視指導員、各市町村で設置している監視員、県警が所管するボラ  
35 ンティア監視員、休日・夜間の監視委託などの人的な監視と監視カメラによる日常  
36 的な監視体制づくりを進めるとともに、地域ぐるみで啓発、監視活動等に取り組む  
37 体制づくりを支援し、県民総ぐるみで監視の輪が広がるよう努めます。

38 なお、産業廃棄物は県及び中核市が、一般廃棄物は市町村がそれぞれ所管してい  
39 ますが、廃棄物の種類にかかわらず通報を受けた機関が所管する機関に情報提供す

るよう図5－1のような連携体制をとっています。

また、県警察本部、海上保安庁との連携によるスカイパトロールにより、日常監視活動ではわかりにくい場所について広域的な監視を行い、県内くまなく監視の目が行き渡るよう努めます。

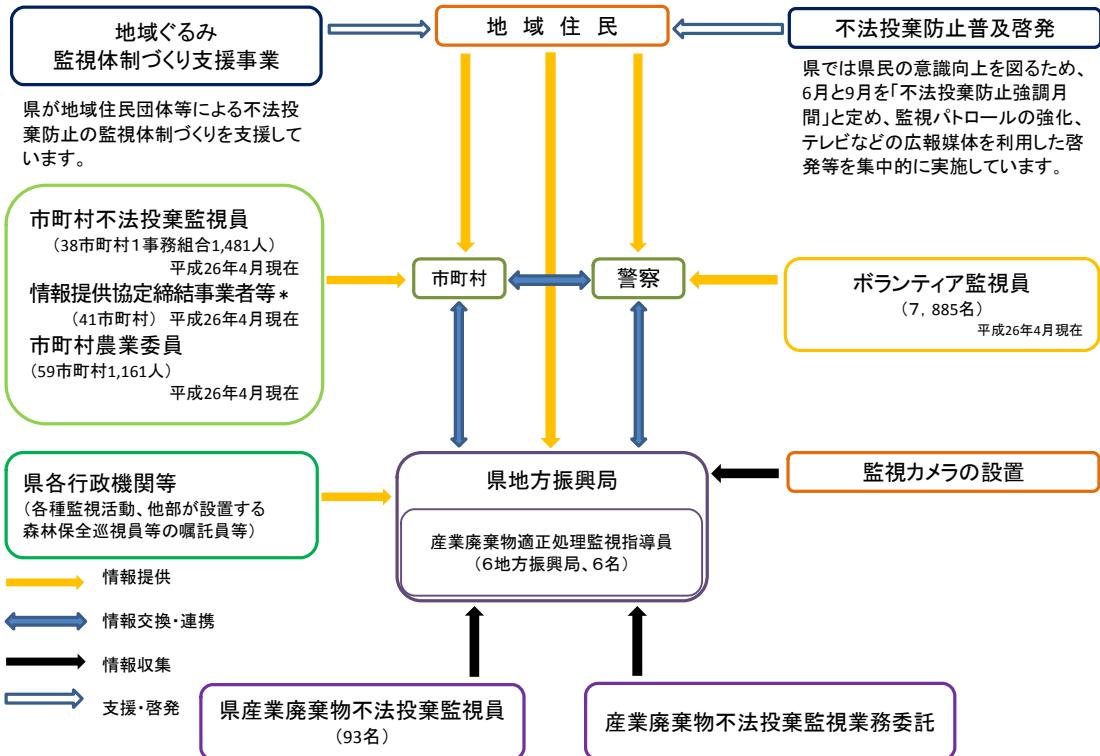


図5－1 不法投棄防止対策に係る連携

### (3) 広域連携

広域・悪質化する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため組織された北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム30\*）などの広域連携組織を活用し、情報の共有とパトロールや路上指導などの共同事業を実施し、広域化している不法投棄に対応していきます。

### (4) 原状回復指導

不法投棄事案については、警察や市町村等と連携しながら、原因者等に対し、刑事、行政あらゆる面で厳しくその責任を追及し、その支障の除去等を強く指導し、原状回復を速やかに行わせていきます。

1 第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

2 第1節 放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策

3 原発事故の影響により県内に放出・拡散した放射性物質に汚染された廃棄物等（以下「汚染廃棄物」という。）については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物等は、放射性物質汚染対処特措法<sup>\*</sup>に基づき国が処理することとされています。一方、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は、通常の一般廃棄物、産業廃棄物と同様の処分が可能とされています。

8 しかし、8,000Bq/kg以下の廃棄物でも、一部では処理が進められているものの、放射性物質による汚染に対する根強い不安などにより、処理が滞っている状況にあります。また、再生利用に係る基準値や暫定許容値以下であり利用が可能な溶融スラグや下水汚泥、たい肥・樹皮等にあっても、流通が停滞している状況が見受けられます。

12 こうしたことから、県では8,000Bq/kg以下の廃棄物について、処理を加速化させるため、次に掲げる必要な施策を講じていきます。

15 ○原発事故により身近な環境中に広く拡散した放射性物質を可能な限り回収・除去し、安全に管理していくために、現在の廃棄物処理の仕組みが有効であるとされていることから、市町村や関係機関等と連携しながら適正な処理の促進に取り組んでいきます。

19 ○処理施設周辺住民の不安解消や理解促進を図るため、施設の維持管理状況の情報公開を進め、処理施設設置者が行うリスクコミュニケーション等の取組を支援します。

21 ○汚染廃棄物の処理をより安全かつ円滑に進めるためには、放射性物質の分離、濃縮、管理に関する更なる技術開発が求められていることから、国に対しその充実強化と早期の実用化を求めるとともに、県としても県内の状況を踏まえた研究に取り組んでいきます。

25 特に、県内の多くの焼却施設において共通の課題となっている汚染された焼却灰の処理に関しては、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトにより研究を進めています。

28 ○さらに、福島県環境創造センターにおいて、国立環境研究所、日本原子力研究開発機構等とも連携し、より安全で効果的な汚染廃棄物の処理技術の研究開発を行い、その成果を隨時公開することにより、市町村等の処理施設での活用を促進します。

31 ○汚染廃棄物の処理に関し、処理施設設置者等の関係者が連携しながら、それぞれが抱える課題について情報を共有し、その解決に向けた協議や処理技術等の紹介を行う「廃棄物処理施設課題検討会」事業を継続し、処理の促進を図ります。

34 ○産業廃棄物処理施設の周辺住民の放射性物質に対する不安感などから、汚染された産業廃棄物の処理が進まず保管が継続していることから、施設周辺の住民の不安払拭や理解の促進のため、産業廃棄物処理施設の排ガス、放流水や粉じんなどに含まれる放射能濃度検査の実施に取り組んでいきます。

38 ○処理業者と公害防止等の協定を締結している市町村や住民団体等が、協定等に基づき各種モニタリングを実施する場合や類似の処理施設等の先進地調査を行う場合の

1 経費を補助する等の支援に取り組んでいきます。

2 ○処理業者等が施設周辺の不安払拭のために放射線監視施設の設備を整備する場合の  
3 経費を補助する等の支援に取り組んでいきます。

4 ○原発事故による避難区域については、それぞれの市町村により状況が異なることから、  
5 廃棄物の処理において何がボトルネックになっているか絶えず把握に努めることとし、  
6 国、市町村、事業者との役割分担の下、連携しながらその解決に向け取り組んでいきます。  
7

## 10 第2節 特定の廃棄物に関する対策

11 次に掲げる廃棄物については、廃棄物実態調査において特に排出量が大きいことや、  
12 関係部局で処理方針を策定している等、関係機関等と連携を密にしながら対応する必  
13 要がある廃棄物であるため、廃棄物の適正処理をより徹底していく必要があります。

### 15 1 汚泥

16 汚泥は県内における産業廃棄物の排出量で最も多い割合を占めています。

17 汚泥は脱水等による減量化量が大きく、平成24年度の実績では汚泥の減量化率  
18 は88%となっています。

19 汚泥は排出される事業の形態により性状が異なるため、場合によっては重金属等  
20 の有害物質を含み再生利用が困難となることが想定されます。そのため、有害物質  
21 等の検査により安全を確認したうえで、再生利用可能なものについては積極的な利  
22 用を推進するとともに、適正処理の徹底を図ります。

### 24 2 がれき類

25 がれき類は東日本大震災の発生以降、復旧・復興事業等の影響により発生量が増  
26 加しています。がれき類は再生利用率が高く、平成24年度の実績ではがれき類の  
27 再生利用率は97%となっています。がれき類は主に建設業に由来する建設廃棄物と  
28 して排出され、その処理責任は元請業者にあるため、元請業者が処理責任を認識し、  
29 適正処理を徹底することが必要です。

30 また、アスベストが使用された建築物の改修・解体に伴うアスベストを含有する  
31 廃棄物については、解体工事に係る届出の徹底、解体現場への立入調査等により、  
32 引き続き適正処理の推進を図ります。

### 34 3 ばいじん

35 ばいじんは主に石炭火力発電所から排出されています。ばいじんの排出量は石炭  
36 火力発電所の稼働状況に大きく影響を受け、また、ばいじんの再生利用量は景気動  
37 向に影響を受けます。県内において石炭火力発電所の設置計画が複数進められてい  
38 ることから、ばいじんの排出量は増加するものと予測されます。

39 再生利用可能なものについては再生利用を促進するとともに、排出抑制の取組を  
40 推進するなど、適正処理の徹底を図ります。

1

2 4 その他

3 下水汚泥など特定の廃棄物は、個別の計画に基づくりサイクル率などの目標値を  
4 設定し、進行管理を行っています。

5 (1) 下水汚泥

6 下水処理場の汚水処理によって発生する下水汚泥の量は、下水道の普及に伴い  
7 年々増加していますが、処理費用の増加など問題が生じていることから、環境や  
8 社会情勢に配慮した取組が求められています。

9 このため、バイオマスの有効利用の観点から、平成22年3月に策定した「ふ  
10 くしまの新しい県土づくりプラン」において下水汚泥リサイクル率の目標値を設  
11 定し、リサイクル材料としての利用の促進に取り組んできましたが、原発事故に  
12 よる放射性物質汚染のため、下水汚泥の再生利用が滞っている現状にあります。

13 こうしたことから、平成25年3月に新たに策定した「ふくしまの未来を拓く  
14 県土づくりプラン」では、放射性物質に汚染された下水汚泥の適切な処理処分に  
15 努めることを重点施策として掲げています。

16 (2) 家畜排せつ物

17 畜産農業から発生する家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）」により適正な管理の促進が図られ、また、「福島県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（平成21年）」によりたい肥としての有効利用の促進が図られています。

22 (3) 食品廃棄物

23 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法、平成12年）」の改正により、食品関連事業者はより一層の食品廃棄物の発生抑制や食品循環資源の有効利用を求められることになった一方、農業分野では資材費や輸入濃厚飼料の高騰に伴い、食品循環資源の肥料及び飼料利用の期待が高まっているものの、情報や連携の不足から、資源が十分に活用されていない現状があります。

24 今後は、「福島県食品リサイクル推進研究会」を中心に、食品リサイクルに関する情報交換や勉強会、試験研究機関等による技術支援等を行い、食品廃棄物の再生利用等を一層促進します。

25 また、平成21年6月に制定されたバイオマス活用推進基本法<sup>\*</sup>に基づき平成  
26 22年12月に策定した「福島県バイオマス活用推進計画」に基づき、家畜排せ  
27 つ物、下水汚泥、食品廃棄物等を含めたバイオマスのカスケード<sup>\*</sup>利用を促進し  
28 ます。

36 (4) 水銀廃棄物

37 平成25年10月に熊本県水俣市で開催された国際会議において、水銀に関する水俣条約が採択され、今後、条約が発効する見込みです。この水俣条約では、水銀廃棄物が環境上適切な方法で管理されるよう、締結国に適当な措置を講じる

1 ことを求められることになります。

2 これまで、水銀を含むばいじん、汚泥等は廃棄物処理法に従い、処理されていますが、金属水銀はこれまで有用物として取り扱われており、廃棄物処理法の適用は想定していませんでした。

3 今後、水銀の使用用途の制限等が想定されることなどから、環境省においては、  
4 水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策について、中央環境審議会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会において審議され、国会に提出されているところです。

5 ※法案の審議状況により、記載内容について修正を行います。

6 これらの国等の動向を踏まえ、今後の水銀廃棄物対策に取り組んでいきます。

## 10 (5) PCB廃棄物

11 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の改  
12 正により、平成38年度までにPCB廃棄物の処理を完了することが定められた  
13 ことから、県PCB処理計画により適正処理を推進します。

14 高圧トランス等の高濃度PCB廃棄物の保管事業者については、計画的な処理  
15 を徹底することを指導します。また、PCB廃棄物の飛散、流出を防止する観点  
16 から、PCB使用廃安定器を分解、解体せずに保管すること等を関係機関に周知  
17 し、処理完了までの適正保管の徹底についても指導します。

18 また、低濃度PCB廃棄物や微量PCB廃棄物については、無害化処理認定施  
19 設を活用して処理を推進します。

## 22 (6) 感染性及び在宅医療廃棄物

23 感染性廃棄物の処理については、国の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処  
24 理マニュアル」に基づき、排出者や処理業者等の関係者に対し、適正な処理の徹  
25 底について指導します。

26 また、在宅医療により一般家庭から排出される廃棄物については、国の「在宅  
27 医療廃棄物の処理に関する取組推進の手引き」等を踏まえ、市町村が地域の状況  
28 に応じた処理体制を確立できるよう、医師会や薬剤師会等関係団体と協議を行い、  
29 処理の方向性を示すとともに、市町村等の一般廃棄物処理計画に位置付けするよ  
う促します。

# 33 第3節 県外産業廃棄物の取扱い

## 34 1 現状

35 本県は排出量が多い首都圏に隣接しており、高速道路等の交通体系も整備されて  
36 いるため、県外から産業廃棄物が搬入されやすい状況にあります。そのため、県内  
37 の処理施設の能力、容量等を考慮し、県産業廃棄物条例で、県外で発生した産業廃  
38 荘物（以下「県外物」という。）を、県内の中間処理業者及び最終処分業者へ搬入  
39 する際、県産業廃棄物条例に基づく事前届出制度を設け、搬入量や処理状況を事前に審査、把握することにより、県内で発生した産業廃棄物（以下「県内物」という。）

の優先受け入れ処理体制の確保を図っています。

特に最終処分場については、残余年数確保の観点から、県外物の搬入割合を県全体で20%以下と設定し、秩序ある受入を処理業者に指導してきました。

福島県廃棄物実態調査の結果では、図6-1のとおり平成24年度における最終処分業者への県外物の搬入割合は、17.5%となっています。

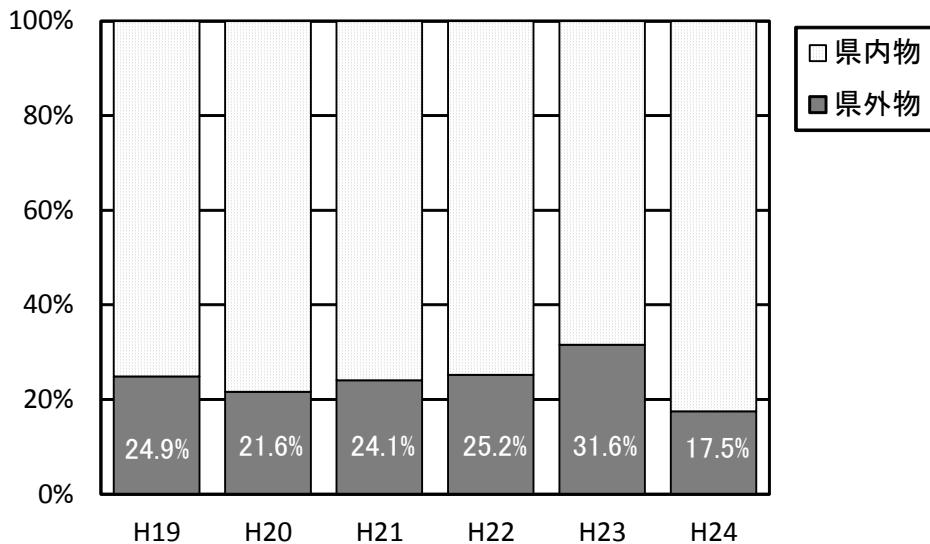


図6-1 最終処分業者への県内物・県外物の搬入割合

## 2 県外物の今後の取扱方針

県内における産業廃棄物の適正処理を推進していくためには、県内物を優先して受入処理する体制を維持していくことが重要です。そのため、中間処理業者及び最終処分業者への県外物の搬入については、県産業廃棄物条例の事前届出制度により、県内物優先処理体制が確保されるよう今後も継続して指導していきます。

また、最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から、引き続き20%以下を目標としつつ、県内物の発生状況や最終処分業者への搬入状況も踏まえながら指導していくこととします。

1 第7章 計画の推進と進行管理

2 第1節 計画の推進

3 本計画を推進し実現していくためには、県民、事業者及び行政などが、それぞれの  
4 責任と役割を認識し、相互に連携、協力のもとに一体となって取り組んでいくことが  
5 必要です。

6 県では、各主体が連携して循環型社会の形成に向けた取組が推進されるよう努める  
7 とともに、市町村や関係団体と協力、連携を図っていきます。

10 第2節 進行管理

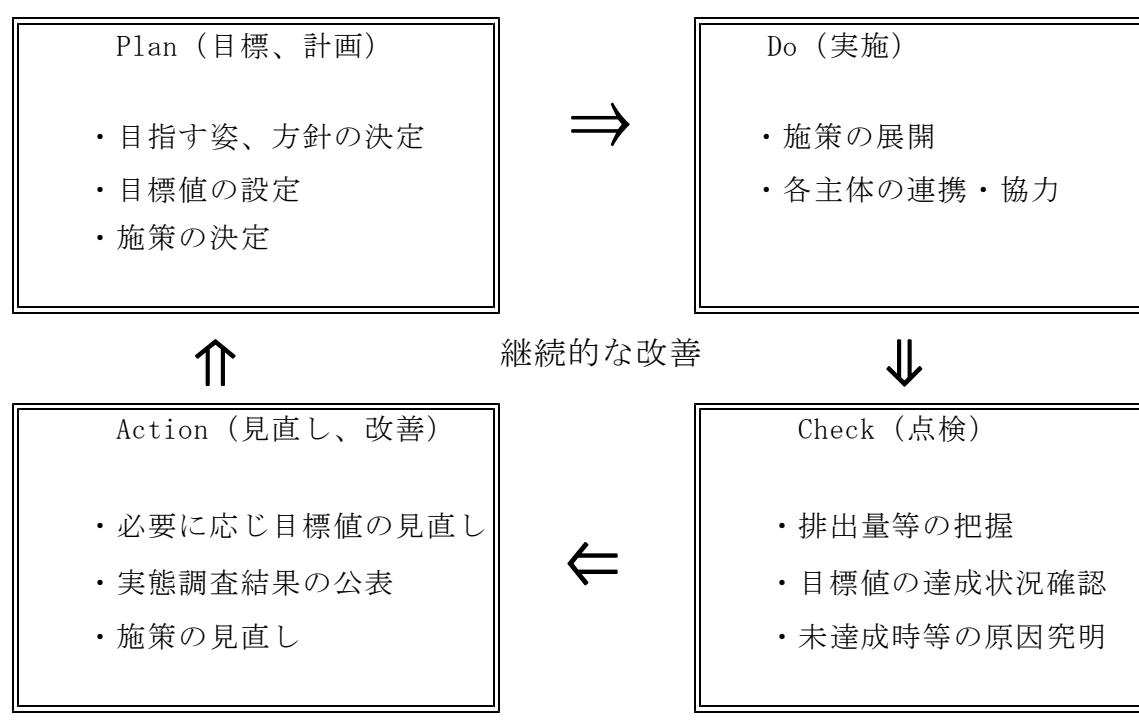
11 本計画の推進のため、毎年度、一般廃棄物処理実態調査や産業廃棄物処状況調査等  
12 により排出量等の状況を把握し、目標に対する達成状況の確認などの評価を行い、そ  
13 の結果を基に、事業者や関係機関に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや  
14 新たな施策の検討などを継続的に行っていきます。

15 状況把握、評価、見直しに当たっては、P D C Aサイクルによる一連の手続きで進  
16 行管理を実施していきます。

19 第3節 計画の見直し

20 本計画の目標最終年度である平成32年度には、目標の達成状況や社会経済情勢等  
21 の変化を踏まえて新たな計画の策定を行います。

22 なお、国の基本方針や本計画の各事項等に変化があった場合には、その都度見直し  
23 を行います。



39 図7-1 P D C Aサイクルによる進行管理

## 参考資料

### 1 福島県廃棄物処理計画に関する施策の指標と目標

#### (1) 一般廃棄物（ごみ）処理に関する施策

指 標	実 績 ()内は実績年度	目 標 ()内は目標年度	目標 区分
一般廃棄物の1人1日当たりの排出量	1,094g/人・日 (H24)	935g/人・日 (H32)	△
一般廃棄物のリサイクル率	13.7% (H24)	21.0% (H32)	▲
一般廃棄物の1日当たりの最終処分量	246t/日 (H24)	200t/日 (H32)	△
マイバッグ推進デー協力店数	1,090店 (H25)	2,000店 (H32)	▲
家庭への生ごみ処理機等導入助成実施市町村数	36市町村 (H23)	増加を目指す	▲
資源物の集団回収への援助措置実施市町村数	32市町村 (H23)	増加を目指す	▲
ごみ処理有料化実施市町村数	27市町村 (H24)	増加を目指す	▲
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）	85製品 (H25)	100製品 (H32)	▲
県機関におけるグリーン購入割合	97.4% (H25)	98.5% (H32)	▲

#### (2) 生活排水処理に関する施策

指 標	実 績 ()内は実績年度	目 標 ()内は目標年度	目標 区分
汚水処理人口普及率	78.0% (H25)	88.4% (H32)	▲
浄化槽設置整備事業等実施数			
浄化槽設置整備事業	930基(H25)	増加を目指す	▲
浄化槽市町村整備推進事業	248基(H25)	増加を目指す	▲
浄化槽法定検査受検率			
7条検査(使用開始後3か月経過した日から5か月間以内に実施)	78.1%(H24)	増加を目指す	▲
11条検査(毎年定期的に実施)	20.4%(H24)	増加を目指す	▲
窒素・りん除去型浄化槽設置基数(累計)	30基 (H25)	805基 (H32)	▲

(3) 産業廃棄物処理に関する施策

指 標	実 績 ()内は実績年度	目 標 ()内は目標年度	目標区分
産業廃棄物の排出量	805万2千t/年 (H24)	825万千t/年 (H32)	↓
産業廃棄物の再生利用率	46% (H24)	51% (H32)	↗
産業廃棄物の最終処分率	12% (H24)	8% (H32)	↓
産業廃棄物の優良事業者認定数			
収集運搬業者	74件 (H25)	増加を目指す	↗
処分業者	4件 (H25)	増加を目指す	↗
産業廃棄物の不法投棄			
発見件数	0件 (H24)	減少を目指す	↓
投棄量	0t (H24)	減少を目指す	↓
うつくしま、エコ・リサイクル製品 認定数（累計）（再掲）	85製品 (H25)	100製品 (H32)	↗
建設副産物リサイクル率（アスファルト 塊、コンクリート塊）	100% (H25)	100% (H32)	→
農業用使用済プラスチックの組織的 回収率	83.8% (H25)	80% (H32)	↗

## 2 旧処理計画策定以降の状況の変化

平成23年3月に旧処理計画を策定して以降、表8-1のとおり、国及び県において法令改正や関連する各種計画の策定等がなされています。

**表8-1 廃棄物を取り巻く国及び福島県の主な状況の変化**

(1) 国

年度	事項	主な内容
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「優良産廃処理業者認定制度」の運用開始(H23.4.1)</li> <li>○「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令」公布(H23.5.9)</li> <li>○「廃棄物処理法」改正 (H23.7)</li> <li>○「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布 (H23.8.18)</li> <li>○「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法) 制定 (H23.8.30)</li> <li>○「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」閣議決定(H23.11.11)</li> <li>○「放射性物質汚染対処特措法施行令・施行規則」公布 (H23.12.14)</li> <li>○「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」交付(H23.12.14)</li> <li>○「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)の公表(H23.12.27)</li> <li>○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案」の閣議決定 (H24.3.9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良であると認められた業者には許可期限を7年に延長できる制度</li> <li>・東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理の特例に関する省令を定めたもの</li> <li>・東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理の再委託を可能とするための改正</li> <li>・東日本大震災により発生した災害廃棄物について国が講じる措置を定めたもの</li> <li>・原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対策を定めた法律</li> <li>・事故由来放射性物質による環境の汚染対策の基本的な方向を定めたもの</li> <li>・東日本大震災による放射性汚染物質の適正処理を図るための法律の施行令と施行規則を公布したもの</li> <li>・原発事故による放射性物質汚染廃棄物対策地域指定の要件等を定めた省令</li> <li>・事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の保管や処理の基準を定めた環境省令などを具体的に説明するガイドライン</li> <li>・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定める法律案</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」の公布 (H24.4.13)</li> <li>○「対策地域内廃棄物処理計画」の策定 (H24.6.21)</li> <li>○「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成十五年十一月環境省告示第百三十一号）の一部を改正する告示」の交付 (H24.9.21)</li> <li>○「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」の公布 (H24.11.9)</li> <li>○「放射性物質汚染対処特措法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示」の公布 (H24.11.30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示見直しに伴う対策地域内廃棄物の扱いに対する改正</li> <li>・対策地域内廃棄物のうち、災害廃棄物及び除染廃棄物について適正な処理の実施に必要な事項等を定めたもの</li> <li>・広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の追加</li> <li>・特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件を見直し</li> <li>・環境大臣の確認の要件を改正し、確認の対象となっていなかった廃棄物処理施設についても、同告示の環境大臣の確認を受けられることとした</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「放射性物質汚染対処特措法施行規則 第26条第4項及び附則第4条の規定による環境大臣が定める要件(告示)」の公布(H24.12.25)</li> <li>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令の一部を改正する政令」の閣議決定(H25.1.18)</li> <li>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則等の一部を改正する省令」の公布(H25.2.21)</li> <li>○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令等」の公布(H25.3.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定廃棄物等の要件を定めたもの</li> <li>・特定の施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を特別管理作業廃棄物とするもの</li> <li>・1,4-ジオキサン及び1,1-ジクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものを定めたもの</li> <li>・小型家電リサイクル法の円滑かつ適切な施行を行うため、本法に係る施行令等の公布</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「小型家電リサイクル法」施行(H25.4.1)</li> <li>○「対策地域内廃棄物処理計画」の一部改正(H25.12.26)</li> <li>○「災害廃棄物対策指針」の策定(H26.3.31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための法律</li> <li>・「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」の結果を踏まえ、処理の対象地域や完了目標等について見直しを行ったもの</li> <li>・東日本大震災の経験を踏まえ、地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定や発災時の災害廃棄物対策の技術的知見として策定したもの</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」の公布(H26.5.29)</li> <li>○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更(H26.6.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国による福島県内の特定廃棄物の処理にあたって、特定廃棄物とあわせて一般廃棄物及び産業廃棄物を処理する施設を設置し、事業を行うための特例</li> <li>・当初予定していた平成28年3月までの処理が困難なため、処理期限を平成39年3月に変更</li> </ul>

(2) 県

年度	事項	主な内容
23	○「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」の一部改正(H24.3.21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域に設置する浄化槽について窒素りん除去型とすることを義務づけ</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福島県総合計画「ふくしま新生プラン」策定(H24.12)</li> <li>○「福島県産業廃棄物処理指導要綱」の一部改正(H24.12.4)</li> <li>○「福島県環境基本条例」の一部改正(H25.3.26)</li> <li>○「第4次福島県環境基本計画」策定(H25.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災後の社会情勢の変化を踏ました改定 計画期間：H25～H32</li> <li>・東日本大震災による被害を鑑みた内容に改正</li> <li>・東日本大震災の発生を踏まえ、除染及び放射性物質に汚染された廃棄物の適正な処理に係る規定を追加</li> <li>・東日本大震災の発生を踏まえ、除染、災害廃棄物処理などの環境回復に関する施策を追加 計画期間：H25～H32</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福島県循環型社会形成に関する条例」の一部改正(H26.3.25)</li> <li>○「福島県分別収集促進計画(第7期)」策定(H26.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正に準じ、対象とする廃棄物の定義に放射性物質を追加</li> <li>・東日本大震災による避難の現状等を踏ました改定 計画期間：H26～H31</li> </ul>
26	○「福島県循環型社会形成推進計画」(改定作業中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の影響等を踏ました改定 計画期間：H27～H32</li> </ul>

### 3 用語解説

#### 【あ行】

##### ISO14001 (P26)

国際標準化機構による環境マネジメントシステムの国際規格です。事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、それを実行し、達成状況を点検・評価し、その結果を基に見直しすることにより、継続的な取組みを行うシステムです。

##### アスベスト (P36)

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」又は「いしわた」）とも呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきました。しかし、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、平成18年に製造、使用等が禁止されました。アスベストを含む廃棄物には、飛散性の高い「廃石綿等」と、飛散性が比較的低い「石綿含有廃棄物」があります。

##### 安定型（最終処分場）(P36) → 最終処分場

##### 一般廃棄物 (P3)

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。

##### うつくしま、エコ・リサイクル製品 (P23)

廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、県内に事業所を有する方が、主として県内で生じた廃棄物等を再利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として、県で認定するものです。

##### エコアクション21 (P26)

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション21ガイドラインに基づき、取組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。

##### 汚水処理人口 (P14)

汚水を下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により処理している人口です。

## **汚泥 (P3)**

工場排水や下水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のもののことです。

## **【か行】**

### **カスケード利用 (P47)**

資源を1回だけの使いきりにするのではなく、多段階（カスケード）に活用することです。リサイクルを行う場合には、通常その度に品質劣化が起こります。このため、無理に元の製品から同じ製品にリサイクルせずに、品質劣化に応じてより品質の悪い原材料でも許容できる製品に段階的にリサイクルを進めていくことで、効率的なリサイクルを行うことをいいます。紙について、コピー用紙、新聞紙、段ボールへと段階的に利用していくことがその例の1つです。

### **合併処理浄化槽 (P14)**

微生物などの働きを利用して、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。一方、し尿のみを処理する浄化槽は単独浄化槽と呼ばれますが、浄化槽法上では「みなし浄化槽」とされています。

### **家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）(P23)**

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しと、製造業者等に対し引き取った廃家電のリサイクル実施を義務付けた法律です。

### **管理型（最終処分場）(P36) → 最終処分場**

### **グリーン購入 (P23)**

製品やサービスを調達する際に、品質や価格だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

### **建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）(P23)**

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を義務付けた法律です。制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

### **小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）(P23)**

国が認定した再資源化事業者の廃棄物処理業許可を不要とすることで、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用物の再資源化を促進

することを目的とした法律です。

### **ごみ発電 (P24)**

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して蒸気を発生させ、タービンを回して発電を行うものです。

### **コミュニティ・プラント (P14)**

し尿及び生活排水を地域ぐるみで集合的に処理するため、市町村等が事業主体となって設置する汚水処理施設です。

## **【さ行】**

### **最終処分場 (P14)**

廃棄物の埋立処分を行う施設をいいます。

最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

### **産業廃棄物 (P3)**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいいます。

### **産業廃棄物税 (P36)**

産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税することにより、産業廃棄物の排出抑制、減量化を促すことを目的として、本県において平成18年度から導入した税制度です。その収税を用いて、産業廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルの推進等の施策を実施しています。

### **産廃スクラム30（産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会）(P44)**

広域・悪質・巧妙化している不法投棄等の不適正処理を未然に防止するために構成された「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」の通称で、30は本県を含め協議会を構成している自治体数を示しています。

### **資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）(P23)**

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制と環境保全に資するため、事業者に対し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みが必要となる業種や製品を指定し、自主的に取り組むべき内容を定めた法律です。10業種・69品目が指定されており、各業種・品目ごとに規制事項が定められています。

り、事業者による製品の回収・再利用の実施、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制、回収した製品からの部品などの再使用等を促進することが定められています。

#### **自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）(P23)**

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者等に適切な役割分担を定めた法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自ら製造・輸入した自動車が使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が負担する制度です。

#### **情報提供協定締結事業者等 (P44)**

市町村においては、不法投棄の早期発見及び未然防止を図るため、郵便局、電力会社、タクシー会社、金融機関等と不法投棄の情報提供に関する協定等を締結し、情報収集に努めています。

#### **食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）(P23)**

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ること等を目的とした法律で、食品関連業者から排出される食品廃棄物について、発生抑制、飼料や肥料などへの再資源化、減量化などを定めています。

#### **ストックマネジメント (P24)**

施設の管理、維持保全、改修等を適正かつ効率的に行い、既存施設を良質なストックとして活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことをいいます。

「ストックマネジメント」を活用することで、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築など、その施設にとってどれがよりよい方法なのか判断することができます。

#### **3 R（すりーあーる）(P22)**

循環型社会形成のための3つの取組（Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用））の3つの英語の頭文字をとったものです。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められています。

#### **【た行】**

#### **中間処理 (P14)**

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないよう処理することをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど資源として再利用できるものを選別回

収し、有効利用する役割もあります。

### **低炭素社会 (P37)**

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のことです。

### **電子マニフェスト (P39) → マニフェスト (P39)**

### **特別管理一般（産業）廃棄物 (P3)**

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。ほかの廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて指定されており、特定の施設から生じるばいじん、病院等から生じる感染性廃棄物、廃 P C B 等、廃石綿等などが指定されています。

### **【な行】**

#### **熱回収 (P40)**

廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを、発電や施設の暖房・給湯などに活用するため、回収することをいいます。

### **【は行】**

#### **バイオマス (P19)**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系のバイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。

#### **バイオマス活用推進基本法 (P47)**

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的に平成21年6月に制定された法律です。基本理念、国のバイオマス活用推進基本計画とこれを踏まえた地方公共団体のバイオマス活用推進計画の策定、国や地方公共団体の施策などが盛り込まれています。

#### **ばいじん (P3)**

燃焼により焼却炉やボイラー等で発生する粒子状の物質で、排ガス処理施設等の集じん装置により捕集されたものをいいます。

### **P C B (ポリ塩化ビフェニル) (P36)**

P C B は、有機塩素化合物で、絶縁性、不燃性などの特性があります。それらの特性を利用して電気絶縁油、感圧紙等さまざまな用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、P C B 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかつことなどから事業者が長期間の保管を余儀なくされていましたが、平成13年にP C B 廃棄物処理特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）が制定され、処理体制の整備を図った上で処理が行われています。

### **福島議定書事業 (P23)**

学校や事業所が自動的に二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事と「福島議定書」を締結して節電、節水、ごみ減量化などに取り組む事業で、優れた取組への表彰やアドバイザー派遣等により温暖化対策への取組を推進するとともに、環境配慮意識の醸成を図ります。

### **福島県環境基本計画 (P1)**

福島県環境基本条例の規定に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を定める計画です。

### **福島県ごみ処理広域化計画 (P18)**

ごみ焼却施設等の集約化を図り、広域的な枠組によるごみ処理を行うことを基本的な方針として定めた計画です。現行の計画では、平成29年度までは現行のごみ焼却施設等の数を維持することとしています。

### **福島県循環型社会形成推進計画 (P1)**

「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性を生かした循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

### **福島県循環型社会形成に関する条例 (P1)**

大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成するための条例です。

### **福島県総合計画（ふくしま新生プラン）(P1)**

県民、民間団体、企業、市町村、県など「ふくしま」全体の指針となる計画で、子どもたちが親の世代となる30年程度先を展望しながら、平成25年度を初年度とし、東日本大震災から10年の節目であり、福島県復興計画の目標年度でもある平成32年度を目標年度とする8カ年計画です。

### **福島県分別収集促進計画 (P24)**

「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」に基づき、各市町村における容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、容器包装廃棄物の排出量及び分別収集量の見込みなど定める計画です。

### **放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）(P45)**

原発事故により放出された放射性物質による環境の汚染が及ぼす、人の健康や生活環境への影響を速やかに低減することを目的とした法律です。

### **【ま行】**

#### **マニフェスト（産業廃棄物管理票）(P39)**

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、委託した内容どおりの適正な処理を確保する仕組みのことです。平成3年の廃棄物処理法改正により創設され、平成9年6月の同法改正により全ての産業廃棄物に拡大されました。電子マニフェストは、マニフェストを電子データでやりとりするものです。

### **【や行】**

#### **優良産業廃棄物処理業者認定制度 (P39)**

優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度です。廃棄物処理業の優良化の推進のため、平成22年の廃棄物処理法の改正により新設されたものです。処理業の許可更新の際に一定の基準の適合性審査の申請を行うことができ、適合が認められた場合には優良業者として処理業の許可の有効期間が通常5年のところ7年に延長されます。

#### **容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律）(P23)**

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いた事業者は再商品化するという役割分担を定めた法律です。

## 【ら行】

### リサイクル（再生利用）（P22）

廃棄物等を再生利用することで、紙、鉄くず、アルミニウムなど原材料としての再生利用（再資源化・マテリアルリサイクル）や、焼却して熱エネルギーを回収する熱回収（サーマルリサイクル）があります。

### リターナブルびん（Rびん）（P23）

一升瓶、牛乳瓶などのように、使用後に洗って繰り返し使用できる瓶を「リターナブルびん」といい、そのうち規格統一ガラス瓶のことを「Rびん」といいます。ガラス瓶を洗って瓶のまま再利用するため、ガラスを溶かして再資源化するのに比べて少ないエネルギーで繰り返し使用することができます。

### リデュース（発生抑制）（P22）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先するものです。

事業者としては、原材料の効率的利用や、使い捨てではない製品の開発・製造・販売に努めること、消費者としては、必要なものを必要なだけ買うことや、使い捨てではない製品や長く使える製品を選ぶことなどの取組があります。

### リユース（再使用）（P22）

いったん使用された製品、部品、容器等を再使用すること。修理して使ったり、そのまま製品として使用したり、使用可能な部品を選別して使用することなどがあります。